

# 雲南市総合保健福祉計画



平成 27 年度～平成 31 年度



雲 南 市

# 目 次

## 序章 計画策定の背景

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格	1
3. 計画期間	1

## 第1部 計画の考え方

第1章 基本理念	3
第2章 雲南市が目指す市民の生活像と計画の目標	4

## 第2部 計画の内容

施策体系図	16
第1章 地域医療の充実	17
第2章 健康づくりの推進	20
第3章 高齢者福祉の充実	23
第4章 障がい者（児）福祉の充実	28
第5章 生活困窮者の支援	33
第6章 地域福祉の充実	35
第7章 子育て支援の充実	38

## 第3部 地域福祉推進のために

第1章 地域福祉推進主体の役割	48
第2章 計画の推進	50

## 第4部 資料編

* 雲南市のデータ	51
-----------	----

---

## 序章

---

# 計画策定の背景

## 1. 計画策定の趣旨

平成 16 年 11 月 1 日、6 町村の合併により新たに「雲南市」が誕生しました。平成 19 年度からは、新たなまちづくりの中長期的な方向性を示す最初の「雲南市総合計画」を策定し市民と行政の協働によるまちづくりを進めてきました。

また、この雲南市総合計画の将来像の一つに掲げている「地域で支え合う暮らしづくり」《保健・医療・福祉》に基づき、平成 19 年 3 月に雲南市総合保健福祉計画を策定し、保健・医療・福祉の推進に努めてきました。

これまでの計画の実施状況を踏まえ、誰もが健康で生涯を通して安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉における包括的な取り組みを実践するため、平成 27 年度から 31 年度までの 5 か年間の雲南市総合保健福祉計画を策定します。

## 2. 計画の性格

この計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「地域福祉計画」、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく「老人福祉計画」、老人保健法第 46 条の 18 に基づく「老人保健計画」、健康増進法第 8 条に基づく「健康増進計画」、食育基本法第 18 条の 1 に基づく「食育推進計画」として位置づけています。

また、障害者基本法第 9 条に基づき策定する「雲南市障がい者計画」、障害者自立支援法第 88 条に基づき策定する「雲南市障がい福祉計画」、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づき策定する「雲南市次世代育成支援行動計画」、介護保険法第 117 条に基づき策定する「雲南地域介護保険事業計画」、国が策定する「健康日本 21」との整合を図り策定しています。

なお、この計画は上位計画である「雲南市総合計画」、「雲南市過疎地域自立促進計画」に基づき策定し、一人ひとりが、健康で生きがいをもち、住み慣れた地域で支えあいの輪を広げ、安心して暮らせるまちを目指し策定しています。

## 3. 計画期間

この計画は、「雲南市総合計画」と計画期間を合わせ、平成 27 年度を初年度とし、平成 31 年度までの 5 か年間を計画期間としています。

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
上位計画	雲南市総合計画	<p>●基本構想：平成27年度から10年間</p> <p>H27年度～H36年度</p>									
	雲南市過疎地域自立促進計画	<p>●基本計画：平成27年度から5年間の前期、その後5年間の後期</p> <p>前期計画 H27年度～H31年度</p> <p>後期計画 H32年度～H36年度</p> <p>H28年度～H32年度</p>									
雲南市総合保健福祉計画	総合保健福祉計画の根拠法令	<p>●雲南市総合保健福祉計画</p> <p>地域福祉計画：社会福祉法第107条                      老人福祉計画：老人福祉法第20条の8                      老人保健計画：老人保健法第46条の18                      健康増進計画：健康増進法第8条                      食育推進計画：食育基本法第18条の1</p> <p>27年度～H31年度</p> <p>H32年度～H36年度</p>									
	総合保健福祉計画と調整を図った計画	<p>●雲南市障がい者計画</p> <p>障害者基本法第9条、障害者総合支援法第88条</p> <p>H24年度～H29年度</p> <p>H30年度～H35年度</p>									
		<p>●子ども・子育て支援事業計画</p> <p>H27年度～H31年度</p> <p>H32年度～H36年度</p>									
		<p>●雲南地域介護保険事業計画</p> <p>介護保険法第117条</p> <p>第6期計画 H27年度～H29年度</p> <p>第7期計画 H30年度～H32年度</p>									



---

## 第1部

---

# 計画の考え方

## 第1章 基本理念

第2次雲南市総合計画では、「生命と神話が息づく 新しい日本のふるさとづくり」「課題先進地から課題解決先進地」を基本理念とし、安全・安心な暮らしづくり。そして、何よりも持続可能な地域に向け、人口の急激な減少を食い止める挑戦を行います。

基本理念に掲げた挑戦により、「安全・安心」「活力と賑わい」「健康長寿・生涯現役」の実現をめざし、多彩な地域づくり組織や市民と行政の協働により、失敗を恐れない挑戦を続けます。

### (保健・医療・福祉)の将来像

#### ～支えあい健やかに暮らせるまち～

現在、国においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を実現するとしています。

これは、日常生活の場において、医療や介護など専門的サービスだけでなく、様々な生活支援サービスが、適切に提供できる体制を創り、生活上の安全・安心・健康が確保されることを目的とするものです。

このことは、これまで市民の皆さまとともに目指してきた“地域で支え合う暮らしづくり”にほかなりません。

これから先は、さらに歩みを進め、市民、地域、関係機関、行政がそれぞれの役割を果たしながら「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを進めます。

市民は、健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域での支えあいの輪を広げていきます。

各機関や地域づくり組織は、様々な分野で連携し、地域ぐるみで支え合いや健康づくりを進めます。

行政は、子どもたちが健やかに育つよう、子育てしやすい環境を一層充実させます。また、市民一人ひとりが健康で豊かな生活が営めるように、健康づくり・介護予防活動への支援、医療体制や介護・障がい者福祉サービス基盤の充実を図り、事業者や団体とともにサービス提供に努め、自立した生活が送れるよう支援をします。

## 第2章 雲南市が目指す市民の生活像と計画の目標

### 1. 現況

#### 1) 総人口

雲南市の総人口は、平成22年国勢調査によると41,917人で、平成17年から平成22年の5年間に2,486人減少しています。

#### 雲南市の人口

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	46,323人	44,403人	41,917人	39,458人

「平成12年～平成22年」国勢調査人口

「平成27年」は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計値)』

#### 2) 世帯数

雲南市の世帯数は、平成22年国勢調査によると12,905世帯で、平成17年から平成22年の5年間に85世帯減少しました。また、1世帯当たりの人員は平成17年国勢調査では3.36人でしたが、3.18人となっており、世帯規模は引き続き縮小しています。

#### 雲南市の世帯数

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数	12,960世帯	12,990世帯	12,905世帯	13,040世帯

「平成12年～平成22年」国勢調査世帯数

#### 3) 人口構成

国勢調査によれば、年少人口割合の低下と高齢化率の上昇が続き、平成22年調査で、高齢化率が年少人口割合を上回りました。近年、その変化は加速しており、平成22年の年少人口割合は12.2%、高齢化率は32.9%となっています。



## 雲南市の年齢構成

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
総人口	46,323 人	44,403 人	41,917 人
0～14 歳	6,512 人	5,768 人	5,096 人
同上割合	14.1%	13.0%	12.2%
15～64 歳	26,473 人	24,687 人	23,010 人
同上割合	57.1%	55.6%	54.9%
65 歳以上	13,337 人	13,929 人	13,787 人
同上割合	28.8%	31.4%	32.9%

「平成12年～平成22年」国勢調査人口

## 4)人口動態

島根の人口移動と推計人口によると、自然動態では出生数を死亡数が上回り、社会動態では転入数を転出数が上回り、ともに人口減少の要素となっています。特に、出生者数は年々減少してきており、平成 16 年 10 月から平成 17 年 9 月までの 1 年間は 328 人でしたが、平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月の 1 年間は 266 人となっています。

## 5)今後の人口・世帯数

平成 22 年の国勢調査を基に推計すると、少子化及び若年層の流出等により、平成 32 年には雲南市の人口は 37,000 人程度と予想されます。(国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)』資料)また、世帯数は平成 32 年がおおよそ 13,290 世帯と推計されます。(H22 年の国勢調査世帯数<確報値>に、H22 年～各年の住民基本台帳の世帯数増減率を乗じた推計値)

なお、後期高齢単身世帯をはじめ独居世帯や核家族世帯が、今後さらに増加しその対応が喫緊の課題となることが予想されます。

また、平成 36 年の推計人口は 35,000 人程度と予想されているのに対し、目標人口を 36,500 人に設定し、子育て世代の市外流失の抑制、交流人口の確保に取り組む必要があり、子育て環境の整備、雇用や住宅施策など魅力あるまちづくりに対し大胆な施策を展開し、転入人口の増加に向け取り組む必要があります。

## 2. 市民の生活像と計画の目標

### 基本施策1：地域医療の充実

#### （平成23年度～平成26年度計画の検証）

平成25年度の市民アンケートで75%の市民がかかりつけ医を持っていると答えています。また「安心して医療機関を利用できると感じる」市民の割合は73%と高い水準です。理由として雲南市立病院のオープンベッドや在宅医療推進事業などにより病診連携が進んできたこと、市立病院を支援する市民団体が結成され、地域医療に対する理解が深まったことも影響していると思われます。

しかし、依然として医師や看護師不足、緊急時の対応が課題です。

市内では医師・看護師などの医療従事者の確保が困難な状況が続き、人口10万あたりの医師数では県内最下位です。医療職人材確保のための事業を創設して以来、17名が島根大学医学部に地域枠推薦枠で入学、石見高等看護学院に11名が地域枠推薦枠で入学しています。看護師については卒業生がすでに市内病院に勤務しています。

緊急時の医療体制として平成23年6月からドクターヘリが導入され、市内37か所の臨時離発着場を確保し、利用率は県内でも高い方にあります。休日・時間外の救急医療についても、市立病院の他、私立病院も病院運営補助事業により救急患者の受け入れを確保してきました。

さらに雲南市立病院の改築事業にも着手し平成29年9月の新本館の開院を目指して建設に取り組みます。

#### （現況と課題）

依然厳しい医療人不足の状況が続いていますが、市立病院の地域医療人育成センターの取り組みや、島根大学医学部への医療職人材確保事業などしまね地域医療支援センターとも協力連携し、今後も医師や看護師などの確保に努める必要があります。

市民が中心となって地域医療に関するシンポジウムを開催するなど、積極的な取り組みを市内へ発信することにより、市民への周知及び啓発に取り組んできましたが、今後さらに関係者と連携しながら啓発をすすめる必要があります。

市民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、医師をはじめ医療機関、消防署、介護保険事業所など在宅医療・介護を支える関係機関との連携がますます重要となります。そのためにも地域包括ケアシステムを構築していく必要があります。

雲南市立病院は、平成29年9月の新本館の開院を目指して建設に取り組みます。また、新たな病院で良質な医療が継続的に提供できるよう安定的な経営に努めます。

#### （目標実現のために取り組むこと）

在宅医療の維持・推進のために、かかりつけ医をもつ市民をさらに増やします。

2次医療機関の充実と救急体制を維持することにより、医療行為を受ける機会を保障します。

そのために、市民、圏内外の医療機関、介護事業所などと充分連携していくこと、市立病院の経営環境や医師確保事業に取り組むこと、市内の休日・時間外の救急医療体制を維持すること、子ども医療費助成

などの経済支援を充実することに取り組んでいきます。

市民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる健康なまちづくりをめざし、市民や保健・医療・福祉に携わる関係機関等が連携して、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めます。市民が安心して医療にかかるよう適正な保険の運用に努めます。

### (成果指標)

指 標	現状値(H25)	目標値(H31)
安心して医療機関を利用できると感じる市民の割合	73.0%	80.0%
雲南圏域(2次医療機関)医師数(人口10万対)	132(H24)	145

#### [基本事業]

- かかりつけ医制度の普及と在宅医療の推進
- 2次医療機関の充実
- 救急体制の確保
- 医療行為を受ける機会の保障

## 基本施策2:健康づくりの推進

### (平成23年度～平成26年度計画の検証)

市民の健康意識を高め、協力して健康なまちづくりを推進していくために「うんなん健康都市宣言※7」を市政10周年記念式典時に行いました。

また、平成24年度に雲南市健康づくり推進協議会※8を設立し、市全体の健康問題について検討いただいています。現在、第2次健康増進実施計画の検証を踏まえ第3次健康増進実施計画の策定を行っていただいています。

島根大学医学部との連携による健康調査の結果、健康実態に地域差があることが明らかになりました。地域課題に対して地域自主組織や健康づくりに取り組む住民団体等の主体的な活動を支援し、地域ぐるみの健康づくり活動の普及啓発につながっています。平成22年度に食育ネット※24を組織し、雲南市の食育推進を加速化させました。

地域運動指導員194名、食生活改善推進員53名を新たに育成するとともに、がん検診すすめ隊※15や地域自主組織と協働し、健康づくり推進協議会が中心となって、健康づくりを推進しました。

雲南市自死防止総合対策※9検討委員会・連絡会を設置し、壮年期男性の自死者を減らす対策に取り組み、身近な人の悩みに気づき寄り添える相談役として、380名のゲートキーパー※19を養成しました。

雲南市国民健康保険の加入者を対象とした特定健診、市民を対象としたがん検診の受診率向上のために土日、夕方検診や無料クーポン券配布により、新規受診者の拡大を図りました。特定健診の結果は受診者全員に情報提供を行い、メタボリックシンドローム(内臓脂肪蓄積型症候群)に対し特定保健指導を実施しました。

認知症の早期発見システムを整備し、市民が日常的に利用できる認知症予防システム※35を確立しまし

た。

市民アンケートによると「日常的に健康づくりに取り組んでいる人」は 71.7%で、市民に対する普及啓発が今後も継続した課題と言えます。

### (現況と課題)

平成 22 年の国勢調査における人口を基にしたところ、平均寿命は男性 79.6 歳 女性 87.5 歳で男性女性ともに島根県平均より高く女性は国平均より高い結果でした。

近年の死因別死亡割合は、がん、心疾患、脳卒中の順に高く、特に高齢期のがん死亡が島根県と比較して高くなっています。

健康づくり推進協議会を基盤とした市民と関係機関が連携し雲南市を挙げて健康づくり運動を推進することが必要です。健康長寿・生涯現役のまちづくりのため、生活習慣病の重症化予防、介護予防の推進など健康格差を縮小し、地域を丸ごと底上げする予防的な介入が今最も必要な課題であり、少子高齢社会を健康に維持するための喫緊の課題であるといえます。

また地域や家庭の絆を深めながら、支え合いの中で雲南の食育を推進する必要があります。

### (目標実現のために取り組むこと)

健康長寿・生涯現役を目指し、地域ぐるみで健康意識を高め、市民自らが積極的に健康増進・介護予防に取り組み、がん・生活習慣病などの早期発見、早期治療による重症化の防止、望ましい食生活、身体活動・運動、休養を通じて、生活習慣病の予防を推進します。

地域ぐるみで取り組む健康づくりを推進するために健康づくり推進協議会を中心に、関係機関・団体等とともに、健康づくりを進めます。また、市が養成する地域運動指導員、食生活改善推進員等やがん検診すずめ隊 など市民団体と協働で健康づくり施策に取り組めます。

自死防止総合対策検討委員会を中心に、地域の中で自死防止対策に取り組めます。

保健師など専門職による健康相談や健康教育を継続します。

### (成果指標)

指 標	現状値(H25)	目標値(H31)
日常的に健康づくりに取り組んでいる市民の割合	62.0%	70.0%
被保険者一人あたりの国保医療費(費用額)	394,631 円	475,000 円
40～64 歳全がん年齢調整死亡率 男性/女性(人口 10 万対)	170.9/68.1(※)	153.2/68.0
全年齢自死年齢調整死亡率 男性/女性(人口 10 万対)	37.9/6.4(※)	32.7/4.7

※平成 24 年度調査による

#### [基本事業]

- 地域ぐるみで取り組む健康づくり
- 病気の早期発見と重症化の予防・感染症の予防
- 食育の推進



## 基本施策3:高齢者福祉の充実

### (平成23年度～平成26年度計画の検証)

社会参加活動の促進施策として、老人クラブやシルバー人材センターへ助成を行いました。

老人クラブは、年々会員加入率が低下していますが、これは、価値観や趣味の多様化によるライフスタイルの変化や活動の場が地域組織や自主的グループへ移行していることなどが要因にあると考えられます。

シルバー人材センターについても会員確保の取り組みが行われていますが、会員数は減少傾向にあります。

自立支援とサービスの充実の取り組みについては、高齢者に関する総合相談窓口として地域包括支援センターの役割が増大しており、認知症徘徊と高齢者虐待に対する24時間相談体制を整備しました。また、平成23年度より社会福祉協議会に**権利擁護※20**センターが設置され、法人後見事業や**日常生活自立支援事業※32**の取り組みが行われています。

高齢者の外出支援については、**デマンド型タクシー・バス※29**の運行拡大、高齢者等タクシー利用料金助成、福祉タクシー利用料金助成などの事業により移動支援を行いました。

老人福祉施設等の充実においては、特別養護老人ホーム70床と小規模多機能型居宅介護事業所3事業所、認知症グループホーム2事業所の整備について助成等を行い、施設入所待機者の解消や在宅福祉サービスの基盤整備を促進しました。

### (現況と課題)

老人クラブやシルバー人材センターが行う会員拡大の取り組み等に対し支援をしていくとともに、地域やグループによるボランティア、スポーツや地域づくりなど自主的な活動についても、高齢者の社会参加の場として支援を検討する必要があります。

高齢者に関する認知症等の相談は今後も増加し、その内容も複雑化、多様化していくと考えられ、対応する職員の質的向上と専門性が求められます。認知症地域支援推進員の配置など地域包括支援センターの体制強化とともに、権利擁護センター等関連機関との連携強化を進めていく必要があります。

また、高齢者が在宅で自立した生活が送れるよう、見守りや移動支援などの生活支援サービスを多様な主体により重層的に提供できるシステムを構築し、施設サービスの充実や住まいの確保を図る必要があります。

### (目標実現のために取り組むこと)

高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らせるように、相談体制の強化とともに、見守り、移動支援など生活支援や施設サービスの充実と住まいの確保を図ります。

認知症については早期発見、初期支援による対策を推進し、生活習慣病や運動器疾患の予防とともに、介護サービスの充実を図ります。

高齢者の経験、技術及び資格を活かせる機会や環境の充実を図り、健康づくり、生涯学習、ボランティア、交流活動などへの参加を促進します。



**【基本事業】**

- 地域ケア体制の充実
- 介護サービスの充実と介護予防の推進
- 社会参加活動の推進

**(成果指標)**

指 標	現状値(H25)	目標値(H31)
生きがいを感じている高齢者の割合(本人)	71.7%	75.0%
要介護認定率	19.2%	19.2%

**基本施策4:障がい者(児)福祉の充実**

**(平成23年度～平成26年度計画の検証)**

自立と社会参加の促進については、平成24年に雲南圏域障がい者地域自立支援協議会を設立し課題検討体制を構築し、市内においても参加する相談支援事業所は増加しています。また、障がい者個々のケース会議において、各関係機関が必要に応じて参集、支援する体制が構築されているほか、自立支援協議会において相談支援事業所とサービス事業所の連携が図れる体制にあります。

雇用、就労支援において、関係機関が連携し一般就労支援及び市内企業における職場実習を実施しています。さらに、福祉的就労については、26年度市内に初めて就労継続支援A型事業所が開設されたほか、市では25年度から障がい者就労施設からの物品調達方針を定め、物品及び役務の調達に努めています。

相談体制の強化については、国が方針とするすべての障がい福祉サービス利用者に対するサービス利用計画の作成についてほぼ達成できました。権利擁護に関する相談支援については、社会福祉協議会により設置されている権利擁護センターにおいて、日常生活自立支援事業や法人後見事業※42に取り組まれています。

福祉サービスの充実については、精神通院医療・通院交通費助成、人口透析患者通院費助成など医療費等に関して市単独の助成を実施したほか、移動支援事業について、福祉タクシー利用料金助成、視覚障がい者タクシー利用料金助成、高齢者等タクシー利用料金助成などの事業に取り組みました。

**(現況と課題)**

障がい者が地域において安心して自立した生活を送るためには、地域における障がいに対する理解と相談支援体制、住まいの確保が重要であり、関係機関との連携強化による啓発活動や障がい者が安心して利用できる相談支援体制、住まいの充実に取り組んできました。また、自立のための就労支援については、障がい者本人への支援を行っていくとともに、障がい者雇用に対する企業、事業所の理解を深めてもらう取り組みや就労継続支援事業所の整備について、関係機関との連携を強化し取り組んでいかなければなりません。さらに、障がい者の工賃向上に関する取り組みとして、障がい者の農業分野での就労を促進する「農福連携」に対する支援や市における「障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」の推進を強化しなければなりません。

医療費や移動に関する市単独の支援については、自立を支える支援策として引き続き実施していく必要があります。

### （目標実現のために取り組むこと）

障がいの理解を深めるために啓発活動を強化するとともに、就労に向けた継続的な支援や地域での活動機会の充実を図ります。

関係機関と連携し、身近な相談窓口の充実を図り、権利擁護や差別防止等に関する相談機能を確保します。また、障がい児に関して、状況に応じた切れ間ない相談、支援体制を関係機関と連携し整備を図ります。

移動支援など必要な生活支援や施設サービスの充実を図ります。

#### 【基本事業】

- 自立と社会参加の促進
- 相談体制の強化
- 福祉サービスの充実

### （成果指標）

成果指標	現状値(H25)	目標値(H31)
障がい者が社会参加しやすい環境であると感じている市民の割合	26.6%	30.0%
障がい者雇用率	1.7%	2.2%

## 基本施策5:生活困窮者の支援

### （平成23年度～平成26年度計画の検証）

生活困窮者への支援としては、相談窓口を各総合センターに設置し、身近な相談体制の充実を図ってきました。また、他部局や民生児童委員、社会福祉協議会等の他機関との連携により生活困窮者の発見に努め、生活保護の申請があった世帯については、適正に保護の要否を決定してきました。

一方、生活保護受給世帯については、ケースワーカー※18 や医療社会指導員※6、就労支援員により定期的に訪問し、保護世帯の自立の助長に努めてきました。

これらの取り組みにより生活困窮者への支援を行ってきましたが、長引く経済状況の低迷等もあって、生活保護率は増加傾向にあります。

### （現況と課題）

生活困窮者が抱えている相談内容は単一的なものではなく、様々な要因が複合、多様化しているものが増加しています。これらの要因がより複雑化する前に生活困窮者を早期発見する仕組みづくりや身近な相談体制の充実・強化、問題解決のため関係機関との連携が課題となっています。

生活保護については、毎年約50件の相談があり、約30件が保護申請に至り、そのうち20件を超える世帯が保護開始となっています。中でも稼働年齢層※14にある者がいる世帯が増加傾向にあります。生活保護率が増加する一方、保護廃止件数は減少傾向にあり、廃止理由の多くは死亡、社会保障の増、施設入所となっています。雲南公共職業安定所管内における有効求人倍率※44は県内でも低い状況が続いており、被保護者への就労支援は困難であるため、就労によって生活保護から自立する世帯も限られている状況にあります。

また、保護世帯についてはケースワーカーにより定期的に訪問し支援を行っていますが、保護の新規申請が複数提出された場合、計画どおりの訪問が出来なく、自立に向けた十分な指導が行えない場合も見受けられます。

### (目標実現のために取り組むこと)

生活困窮者自立支援法※25の施行に伴い、関係部局や社会福祉協議会等と連絡調整機能を強化し、情報を共有することにより、生活困窮者の早期発見や自立した生活を送るための相談体制の充実を図ります。また、生活保護が必要な人に対しては行政に適切につなぐなど、最後のセーフティーネット※27である生活保護制度と両輪として機能させます。

また、生活困窮者への包括的・継続的な支援を実施する自立相談事業の活用により、必要な支援が計画的に提供できるように自立への計画を立て、指導支援を行います。生活保護受給世帯については、ケースワーカーや医療社会指導員、就労支援員による定期的な訪問を充実させる一方、関係機関との連携、専門職の配置、保健師など他部局との連携をより一層強化します。

さらに、働くことができる生活困窮者に対して就労支援体制を強化し、ハローワーク等との関係機関と連携し、早期で安定した就労に向けて支援を行います。

### (成果指標)

成果指標	現状値(H25)	目標値(H31)
生活保護から自立した世帯数	9世帯	10世帯

#### [基本事業]

- 相談体制の強化
- 自立に向けた指導支援の充実
- 就労支援の充実

## 基本施策6: 地域福祉の充実

### (平成23年度～平成26年度計画の検証)

少子高齢化、人口減少が進展する中、日常の暮らしの困りごとを地域の課題として受け止め、地域の中で支え合い、地域ぐるみで解決していく「地域福祉」の考えはより重要性を増しています。

そのため、地域自主組織への個別訪問や、地域福祉をテーマにした円卓会議などを通じ、地域福祉の重要性の気づきを促すなど、地域福祉の理解、そして住民参加の促進を図る活動を行うとともに、研修会等の

開催の周知など、積極的な情報提供を行ってきました。

また、上記の「気づき」を地域一体となって実践活動へ繋げられるよう、地域における福祉活動の推進役である地域自主組織の福祉部の位置づけを、地域との協議の積み重ねにより変えるなど、体制の強化を図ってきました。それに伴い、例えば、災害時における支援体制は、平常時、災害時を通じ、地域一体となった支援体制づくりを盛り込んだ新たな計画が策定できるなど、地域主体の福祉活動がより進展してきています。

結果、「地域の中で福祉ボランティア活動（見守り、声掛けなど）をした市民の割合」は目標値 25.0%に対し 25.3%に、「地域で主体的に企画・実践した福祉活動の参加延べ人数」は、目標値 20,000 人に対し 36,250 人となっており、いずれも目標値を達成しています。

### （現況と課題）

地域自主組織を核に、地域福祉を推進する体制が整ってきており、今後はその活動をより充実させていくことが必要です。そのためにも、地域における福祉課題を的確に把握し、その解決策を地域一体となって検討していくことが必要です。

また、地域の課題はそれぞれの地域によって異なり、その解決へのステップも異なります。地域の実態に応じた活動が展開されるよう、地域自主組織と民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政等、様々な機関が連携を図り、地域で支え合う体制を築いていくことが必要です。

### （目標実現のために取り組むこと）

地域における福祉課題を明確にするため、円卓会議の開催等を通じ、他地区の状況を知り、学ぶ機会を設けていきます。

また、地域ごとに異なる課題に対し、それぞれの地域が、多様な方の参画のもと、地域ぐるみで解決に取り組めるよう、その体制、仕組みづくりを支援していくとともに、解決の一助となるような具体的な取り組みを推奨していきます。

そして、その活動が持続可能なものとなるよう、地域住民と民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政等様々な機関の連携を一層強めてまいります。

### （成果指標）

成果指標	現状値(H25)	目標値(H31)
A.地域福祉活動に関心がある市民の割合	65.2%	70.0%
B.福祉ボランティア活動をした市民の割合	26.3%	33.0%

#### 【基本事業】

- 地域の福祉課題の明確化
- 支え合う地域づくり



## 基本施策7:子育て支援の充実

### (平成23年度～平成26年度計画の検証)

多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育※11や病後児保育※38の充実、保育所、放課後児童クラブ※41、子育て支援センター※22及びファミリーサポートセンター※39の整備・機能拡充、子育て相談室の設置等により、サービスの充実及び環境の向上を図ってきました。

また、平成20年度に実施したニーズ調査において、「子育てに係る経済的支援」を求める声が多かったことから、平成23年度より保育所保育料の軽減(国基準の6割設定)に合わせ、土曜減免(保育料の2割軽減)や第3子以降軽減(3歳未満児の3人目以降の子どもが保育所に入所した場合半額)を実施しています。さらに平成25年度からは、子ども医療費助成制度の無料化の対象範囲を小学校就学児童までに拡大し、特定不妊治療※31に対する費用助成も開始しました。

このようにサービスの充実や拡充を図ってきたことにより、成果指標として掲げた「子育てしやすい環境だと感じる市民の割合」は平成24年度で51.4%(平成25年度は同指標を職場・地域・行政と細分化したため比較対象とならないがいずれも50%を下回った)となっており、平成22年度、平成23年度と比較すると増加しましたが、後期目標値の65%には13.6ポイント劣る状況となりました。

### (現況と課題)

本市においても少子高齢化は課題となっており、合計特殊出生率※21も、減少傾向から近年は改善がみられるものの、長期的には低水準で推移しています。人口を維持できる目安と言われている2.07を大きく下回る1.60となっており、これは昭和58年以降初めて島根県平均を下回ったこととなります。

一方で、共働き世帯の増加等に伴い、保育所の入所希望者は増加傾向にあります。

このような現状と、これまでの本市における子育て支援施策の取り組みを踏まえ、雲南市で生まれ育つすべての子どもが健やかに成長する環境と、地域全体で子育てを支える取り組みのさらなる充実を図ることが求められています。

また、平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度に基づく「雲南市子ども・子育て支援事業計画」策定にあたり、市内の就学前児童及び小学校児童の保護者を対象としたニーズ調査(平成25年12月実施)の結果では、「働きながら子育てできる環境」「経済的な負担軽減」「安全・安心な遊び場確保」「医療環境の充実」のニーズが高くなっています。

### (目標実現のために取り組むこと)

雲南市で生まれ育つすべての子どもが健やかに成長する環境と、地域全体で子育てを支える取り組みのさらなる充実を図ることを目的として、「雲南市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定しました。

この計画は平成27年4月からスタートする子ども・子育て支援新制度(子ども・子育て支援法第61条第1項)に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられます。その上で、国から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、計画期間における「子どものための教育・保育給付(幼稚園や保育所などへの入所支援)」及び「地域子ども・子育て支援事業(子育て支援のための施策や事業)」の事業量の見込み、並びにそれらの提供体制確保策を定めています。



「雲南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもを安心して生み育てることができる基盤を整備し、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家族、地域住民及び行政等が一体となって、子育てしやすい環境づくりを推進していきます。

また、仕事と家庭生活の調和が実現した社会をつくるため、子育て期など人生の各段階に応じた多様な生き方が選択、実現できる社会をめざします。

- |        |                                                                                                                                                          |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| [基本事業] | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における子育て支援の充実</li> <li>・子どもの心と体の健やかな発達支援</li> <li>・子育てと仕事の両立支援</li> <li>・子育て相談の充実</li> <li>・経済的支援の充実</li> </ul> |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### (成果指標)

指 標	現状値(H25)	目標値(H31)
子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合 (地域の視点)	47.0%	70.0%
子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合 (職場の視点)	41.0%	65.0%
子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合 (行政サービスの視点)	47.5%	70.0%
合計特殊出生率(H24)	1.60	1.81

---

## 第2部

---

# 計画の内容

＜施策体系図＞

【基本理念】

「生命と神話が息づく 新しい日本のふるさとづくり」 「課題先進地」から「課題解決先進地へ」

【まちづくりの将来像】(施策)

支え合い健やかに暮らせるまち《保健・医療・福祉》

【基本施策】

第1章 地域医療の充実	第2章 健康づくりの推進	第3章 高齢者福祉の充実	第4章 障がい者(児)福祉の充実	第5章 生活困窮者の支援	第6章 地域福祉の充実	第7章 子育て支援の充実
----------------	-----------------	-----------------	---------------------	-----------------	----------------	-----------------

【基本事業・概要】

<p>(1)かかりつけ医制度の普及と在宅医療の推進</p> <p>1)かかりつけ医制度の普及と在宅医療の推進</p> <p>(2)2次医療機関の充実</p> <p>1)2次医療機関の充実</p> <p>(3)緊急体制の確保</p> <p>1)緊急体制の確保</p>	<p>(1)地域ぐるみで取り組む健康づくり</p> <p>1)地域ぐるみで取り組む健康づくり</p> <p>(2)病気の早期発見と重症化の予防・感染症の予防</p> <p>1)病気の早期発見と重症化の予防・感染症の予防</p> <p>(3)食育の推進</p> <p>1)食育の推進</p>	<p>(1)地域ケア体制の充実</p> <p>1)総合相談・支援体制の充実</p> <p>2)生活支援の充実</p> <p>3)施設サービスの充実や施設・住まいの確保</p> <p>4)地域や医療と福祉の連携強化</p> <p>(2)介護サービスの充実と介護予防の推進</p> <p>1)認知症対策の推進</p> <p>2)介護予防の推進</p> <p>3)介護サービスの充実</p> <p>(3)社会参加活動の推進</p> <p>1)高齢者の豊富な経験を生かした活動の推進</p> <p>2)高齢者の社会参加活動への支援</p>	<p>(1)自立と社会参加の促進</p> <p>1)障がい者に対する理解と交流の促進</p> <p>2)雇用・就労の促進と支援</p> <p>3)災害時・緊急時の支援の充実</p> <p>4)福祉環境整備の促進</p> <p>(2)相談体制の強化</p> <p>1)相談支援事業の強化</p> <p>2)障がい特性をとらえた相談支援</p> <p>3)権利擁護の相談支援の充実</p> <p>(3)福祉サービスの充実</p> <p>1)法に基づく福祉サービスの充実</p> <p>2)市単独福祉サービスの充実</p>	<p>(1)相談体制の強化</p> <p>1)生活困窮者自立相談体制・機能の強化</p> <p>2)生活保護相談体制の強化</p> <p>(2)自立に向けた指導支援の充実</p> <p>1)生活困窮者相談支援事業の自立支援計画による支援</p> <p>2)生活保護受給世帯への指導支援の充実</p> <p>(3)就労支援の充実</p> <p>1)就労支援員の配置</p> <p>2)ハローワークとの連携</p>	<p>(1)地域の福祉課題の明確化</p> <p>1)地域の現状把握と地域福祉の理解促進</p> <p>2)地域福祉推進体制の充実</p> <p>(2)支え合う地域づくり</p> <p>1)福祉活動の推進</p> <p>2)福祉活動の支援体制づくり</p>	<p>(1)地域における子育て支援の充実</p> <p>1)子育て支援のネットワークづくり</p> <p>2)子育て家庭への支援機能の充実</p> <p>3)子どもの安全・安心の確保</p> <p>4)子育て家庭への学習機会の充実</p> <p>5)地域との連携による教育力の向上</p> <p>(2)子どもの心と体の健やかな発達支援</p> <p>1)多様な体験・ふれあいの機会づくり</p> <p>2)健全育成の推進</p> <p>3)思春期保健対策の推進</p> <p>4)親子の健康づくりの推進</p> <p>5)子ども医療の充実</p> <p>(3)子育てと仕事の両立支援</p> <p>1)子育て支援施設の充実</p> <p>2)子育て支援事業の充実</p> <p>3)就労環境の整備</p> <p>4)男女共同参画意識の啓発</p> <p>5)産後の休業及び育児休業後における子育て支援施設等の利用の確保</p> <p>(4)子育て相談の充実</p> <p>1)相談窓口の充実</p> <p>2)児童虐待防止対策の充実</p> <p>3)ひとり親家庭への自立支援の推進</p> <p>4)障がい児施策の充実</p> <p>(5)経済的支援の充実</p> <p>1)子育てに関する経済的支援</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 第1章 地域医療の充実

### (1) かかりつけ医制度の普及と在宅医療の推進

#### 1) かかりつけ医制度の普及と在宅医療の推進

##### ① 医療の現状や課題について、市民への適切な情報提供と啓発

行政、医療機関、医師会等が連携し、医療連携体制を含めた圏域の医療の現状や課題について、住民への適切な情報提供と啓発に努めます。また適正な医療機関への受診を促す広報活動を行います。

小児科のある病院の初期救急患者の受診の集中緩和を図るため、保護者に急病時の対応方法等知識の普及啓発を図るとともに、小児救急電話相談（#8000）事業などで保護者をサポートし、救急時の不安を軽減するための対策を進めます。

高校生や小中学生へ情報提供を行い医療の現状に関して関心を高めます。

##### ② 地域医療を守る住民団体等の活動と連携

住民と行政や医療機関等との協働による医療連携体制の構築を目指します。そのために「地域医療を守る住民団体」と連携します。

##### ③ 医師会と連携し、身近な1次医療※2診療機関の維持・確保

雲南圏域における在宅療養に関する医療情報を集約し、市民や雲南圏域の関係機関はもとより、雲南圏域外の医療機関などにも提供することにより、在宅療養の移行に向けた連携が円滑に進むよう努めます。

患者や家族が安心して在宅療養生活がおくれるよう、在宅医療・介護連携に関する相談窓口を設け円滑な情報共有や支援を図るとともに、保健・医療・福祉の関係機関による検討会議等を設け、顔の見える関係づくりに努めます。

会話機能・栄養状態の維持、感染症や生活習慣病の予防等の観点から在宅医科歯科連携を進め、在宅療養患者の口腔機能の維持を図ります。

住民に質の高い医療が提供できるよう、地域医療関係者連絡会議等を開催し、市内外の各医療機関の医療機能を活かした連携体制の構築に取り組みます。

身近な1次医療機関を維持・確保し、かかりつけ医制度の普及に努めます。

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう保健・医療・福祉に携わる関係機関が連携し地域包括ケアシステムの構築を図ります。

#### 【主要事業】

- 医療の現状や課題についての適切な情報提供と啓発（健康推進課、市立病院）
- 地域医療を守る住民団体等との連携体制の構築（健康推進課、市立病院）
- 身近な1次医療機関の維持・確保（健康推進課）
- 地域包括ケアシステムの構築（健康福祉部）



## (2)2次医療機関の充実

### 1)2次医療機関の充実

#### ①市立病院の健全経営及び改築により、地域医療の更なる充実

雲南市立病院の健全経営および平成29年9月の新本館の開院を目指して建設に取り組むことにより、地域医療をさらに充実させます。

#### ②市内で安心して子供を産み育てることができる医療機能の確保

市内の周産期医療について、妊婦健診や正常に経過する分娩ができる体制が維持できるよう医療機関、各関係機関により検討し体制の確保に努めます。

ハイリスク妊婦に対して、他市町や他県の医療機関と連携体制の充実に努めるとともに、医療機関や消防本部と連携し搬送体制の整備に努めます。

#### ③医師・看護師などの医療従事者の確保

医師及び看護師などの確保対策を地域医療関係者と連携し進めていくとともに、学生や初期臨床研修医に対し、やりがいを感じてもらえるよう働きかけを行います。

医師確保については、地域医療支援会議、しまね地域医療支援センター、赤ひげバンク※1等を活用するとともに、地域枠推薦などの医療従事者確保対策の推進を図ります。また自治医科大学や地域医療に興味を持つ島根大学などの医学生を対象とした地域医療等研修を受け入れ、中山間地域での医療活動に従事する動機付けや目的意識の高揚を図っていきます。

子どものころから地域医療に関心を持つよう、中高校生や医学・看護学生の体験事業、卒後圏域定着を促進する取組等を実施し、市内の医療職確保に努めます。

市内の小中学生、高校生に対して、早い時期から医療従事者を目指す動機付けとなるよう「中学生地域医療現場体験事業」や社会教育の一環として小中学生を対象とした「ふるさと教育」、各市町や医療機関において独自に実施している医療現場での職場体験等を教育委員会と連携して行い、地域医療の魅力ややりがいを伝え、地域医療の担い手確保を図ります。また、医学部を目指す高校生に対しては、地域枠での入学を勧めるとともに奨学金制度の活用を促進します。

### 【主要事業】

- 市立病院の健全経営および改築事業(健康福祉総務課、市立病院、健康推進課)
- 安心して子供を産み育てることができる医療体制の確保(市立病院、健康推進課)
- 医療従事者の確保(市立病院、健康推進課)
- 市内外の関係機関との連携体制構築(健康推進課)
- 若者に対する地域医療への関心を高めるための教育の充実(市立病院、健康推進課、学校教育課)

## (3)緊急体制の確保

### 1)緊急体制の確保

#### ①消防機関と市内外の救急医療機関との連携の促進

医師会や医療機関、行政機関等の関係機関が連携し、初期救急の実態把握や分析を行い、対策を進めることにより、初期救急体制の確保・充実に取り組みます。

病院前救護体制として、雲南消防本部で実施されている一般市民を対象とした自動体外式除細動



器(AED)の使用方法を含む心肺蘇生法や救急法講習について、関係機関と連携し受講者の拡大に努めます。

②ドクターヘリの活用による救急搬送体制を強化

臨時離発着場を維持します。

専用離発着場を整備することにより、救急搬送体制を強化します。

③市内の休日夜間の救急医療体制を維持・確保

初期救急については、2次医療※3機関の救急外来及び他市町の休日夜間診療所の利用実態等を踏まえ、プライマリ・ケアを担う医師の協力を得ながら体制の維持充実に向けた検討を進めます。

2次救急については、雲南圏域内での連携や3次医療※4機関との連携を促進し、医療機能の水準の維持充実と体制強化に努めます。

上手な医療機関のかかり方等について、住民に対する啓発活動を推進します。

④災害医療体制を整備

各種災害に応じた医療救護体制を「雲南市地域防災計画」に基づき整備します。

【主要事業】

- ドクターヘリ専用離発着場整備(健康推進課)
- 救急医療体制の維持・確保(健康推進課 市立病院)
- 災害医療体制の整備(健康推進課 市立病院)
- 地域での健康教育の推進(健康推進課、市立病院)

(4)医療行為を受ける機会の保障

1)医療行為を受ける機会の保障

①国民健康保険・後期高齢者医療など適正な運用

国民健康保険、後期高齢者医療など適正な運用を図ります。

子ども医療費助成制度など市独自の制度で保障していきます。

【主要事業】

- 医療行為を受ける機会の保障(市民環境生活課、長寿障がい福祉課、子育て支援課)

## 第2章 健康づくりの推進

### (1) 地域ぐるみで取り組む健康づくり

#### 1) 地域ぐるみで取り組む健康づくり

##### ① 健康づくり推進協議会を中心とした健康づくりの推進

平成26年11月1日に「うんなん健康都市宣言」を制定しました。今後市民の健康意識を高めるとともに、市民、地域、学校、事業所、健康づくり推進協議会の構成委員等が戦略を立て、協力して推進することで健康目標の達成をめざします。また構成する団体等が主体的に役割を担い合い活動を展開できるよう健康づくり推進協議会の機能強化を図ります。

障がいや機能低下のあるなしにかかわらずどんな活動レベルの人であっても、その人の望む生きがいを感じながら輝いた人生を送ることができるよう、総合的なまちづくりの視点での暮らしよい地域づくりを目指します。

そのためにも保健師等による家庭訪問、健康相談や健康教育といった地域を現場に活動する公衆衛生看護活動を一層充実させます。

##### ② 地域運動指導員、食生活改善推進員等、健康づくりを担う人材の育成

食生活改善推進員や地域運動指導員など、食生活改善や運動身体活動の普及といった健康づくりを推進する役割を担う人材の育成を継続し、活動を支援します。

健康づくりや介護予防の必要性の普及啓発、地域の人材や施設との連携を図り、健康づくりや介護予防の自助努力を推進するために、地域実態に即した姿をそこに暮らす住民とともに作りあげていきます。

個人にあった運動習慣や食生活改善ができるよう個人のみならず個人を取り巻く家庭や周囲の人々、さらにはその人の暮らす環境に働きかけます。

##### ③ 自死防止総合対策検討委員会を中心とした、地域の中での自死防止対策

地域における保健・医療・福祉関係団体等と連携し自死対策をさらに進めます。住みよいまちをめざし、地域で健康なまちづくりを展開します。

#### 【主要事業】

- 「うんなん健康都市宣言」や雲南市第3次健康増進実施計画の推進(健康福祉部 身体教育医学研究所)
- 健康づくり推進協議会での協議(健康推進課)
- 健康づくり組織のネットワーク化(健康推進課)
- 健康づくりを支援する人材の育成(健康福祉部 身体教育医学研究所)
- 健康づくり活動の支援(健康福祉部 身体教育医学研究所)
- 職域との連携(健康推進課)
- 家庭訪問、健康教室、健康相談などの地域活動における公衆衛生看護活動の推進(健康福祉部 身体教育医学研究所 雲南市立病院)
- 自死防止総合対策(健康福祉部 関係各課)
- 保健師等保健関係者の人材の確保と育成(健康推進課)

## (2) 病気の早期発見と重症化の予防・感染症の予防

### 1) 病気の早期発見と重症化の予防・感染症の予防

#### ① 身体教育医学研究所うんなんや島根大学との連携による科学的根拠に基づいた情報提供や健康管理データに基づいた保健指導

市民に科学的根拠に基づいた健康情報を提供することで自らの健康管理に関心を持てるよう支援します。

高齢者が元気に活躍を続けることができるよう、壮年期あるいは前期高齢者のころから活動的な75歳を目指して、要介護認定の主要原因疾患である脳卒中や筋骨格系疾患の予防に取り組むことが重要です。

島根大学と連携して、科学的根拠や健康管理データに基づいた保健指導を行っていきます。

さらに増え続ける認知症に対する予防活動を充実し、予防から早期発見と早期支援、重症化予防の体制整備を行います。

#### ② 健康づくり活動団体・医療機関等との協働による特定健診・各種がん健診の受診率の向上

死亡順位1位であるがん対策を強化していきます。特に65歳以上の高齢者の大腸がん死亡が多い状況にあります。しかし、大腸がん検診の受診率や精密検査が必要とされた方の受診率が低いことが問題です。精密検査受診を促進するため医療機関との連携を深めます。また、地域自主組織や市民団体が協働により、特定健診及び各種がん健診の受診率向上を目指します。

#### ③ 地域の医療機関と連携した疾病の重症化及び感染症の予防

予防接種法に基づく予防接種を保健と医療が密に連携しながら適切に実施します。

感染症法に基づく結核検診の実施や地域における健康教育の実施により結核の早期発見と予防に努めます。

感染症や食中毒を予防するために、保健所との連携を図りメディアなどを活用し住民の意識啓発に努めます。

新型インフルエンザなど健康危機に対して、危機管理室と連携を取りながら危機管理に努めます。

### 【主要事業】

- 医師会や島根大学など医療機関との連携(健康推進課)
- 地域自主組織や市民団体、職域との連携(健康推進課)
- 感染症予防(健康推進課)
- 特定健診・各種検診の実施(健康推進課)
- 健康危機管理(健康推進課)

## (3) 食育の推進

### 1) 食育の推進

#### ① 食育推進計画に基づいた、安全・安心な食の普及・実践の推進

「食」は生きていくうえで欠かせない営みであり、食べることは生きることに繋がります。

雲南市には豊かな食環境があり、地域に根付いた食文化が今も守られています。

## 第2部 計画の内容

食育推進計画に基づき、食の恵みや食にかかわる人への感謝、食を通して自らの健康の維持・増進を図ること、食を囲み絆を深めること、地域の伝統を受け継ぐこと、安心安全な食材を生産することを推進します。

### ②食生活改善推進員による食生活の普及実践

雲南市ではまだ塩分摂取量が多く、野菜の量も不足しているなど食生活に課題があります。食生活改善推進員などの活動を支援し望ましい食生活を市民誰もが送ることにより、生活習慣病の予防を図ります。

### 【主要事業】

- 食育推進計画の推進(健康推進課 関係各課)
- 食育ネット会議および研修会の開催(健康推進課 関係各課)
- 食生活改善(健康推進課)

## 第3章 高齢者福祉の充実

### (1) 地域ケア体制の充実

#### 1) 総合相談・支援体制の充実

##### ① 身近な相談窓口の充実

地域包括支援センター(本庁、大東、三刀屋)で実施している介護保険事業をはじめとした高齢者の総合相談窓口と支援体制の充実を図ります。増加しつつある高齢者虐待と認知症徘徊に対する相談支援については、引き続き24時間体制で対応していきます。

##### ② 権利擁護の取り組みの推進

権利擁護が必要な高齢者の金銭管理や在宅生活を支援するため、**成年後見制度**※26や日常生活自立支援事業を推進します。また、社会福祉協議会が設置する権利擁護センターの支援を行います。

##### ③ 成年後見制度の利用支援

費用負担が困難な高齢者が成年後見制度を利用するに際して、成年後見制度利用支援事業により費用の助成を行います。

#### 【主要事業】

- 地域包括支援センター運営事業(地域包括支援センター)
- 成年後見制度と日常生活自立支援事業の活用促進(長寿障がい福祉課、地域包括支援センター)

### 2) 生活支援の充実

#### ① 移送サービスの充実

通院や買い物などの外出が困難な高齢者の移動手段の確保と利便性向上のため、移送に関する助成事業の実施や市民バスの充実を図ります。

#### ② 配食サービスの充実

高齢者世帯の見守り活動と食生活を支える配食サービスを実施します。

#### ③ 緊急通報システムの普及

緊急時の通報機能と見守り機能を備えた緊急通報システムの普及を推進します。

#### ④ 災害時の避難支援

「雲南市避難行動要支援者の避難支援計画」に基づき、高齢者が災害時に安全に避難できるよう、自治会、地域自主組織、社会福祉協議会、行政など関係機関が連携し避難支援体制を構築します。

#### ⑤ 高齢者世帯を支えるサービスの検討

高齢者のニーズに合った新たな生活支援サービスについて検討を行います。

#### 【主要事業】

- 移送サービス事業(長寿障がい福祉課)
- 配食サービス事業(地域包括支援センター)
- 緊急通報システム設置助成事業(長寿障がい福祉課)
- 避難行動要支援者の避難支援事業(総務部、健康福祉部)



### 3) 施設サービスの充実や施設・住まいの確保

#### ① 高齢者生活福祉センターの充実

高齢者生活福祉センターは、冬期間の利用、他施設等への入所待ちや虐待による一時的な避難など利用目的が多様化し、今後も利用の増加が見込まれることもあり、さらに利用しやすい運用を検討し充実を図ります。

#### ② 養護老人ホームへの入所措置

65歳以上の自立した高齢者が、家庭環境の事情や経済的な理由によって在宅生活が困難となった場合、養護老人ホームへの入所措置を行い生活の場を確保します。

#### ③ 健康福祉センターの充実

健康福祉センターについては、高齢者の健康づくりや介護予防活動、介護保険サービスの提供など多機能を有していますが、高齢者の地域生活を支える施設としてその利活用の一層の充実を図ります。

#### ④ 地域密着型サービス施設の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るため、地域密着型サービス施設の整備を促進します。介護保険事業計画により認知症対応型共同生活介護施設や小規模多機能型居宅介護施設等の整備促進のため、公募により選定した民間事業所へ施設整備の助成を行います。

#### ⑤ 在宅サービスの基盤整備

雲南広域連合や民間事業者と連携を図り、在宅サービス基盤の充実を図ります。

#### ⑥ 自立を支援する住まいの確保

公営住宅については「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、バリアフリー※37化やユニバーサルデザインなどにより高齢者を含め誰もが住みやすい居住環境の整備を図ります。また、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなど高齢者専用住宅等については、その必要性等について関係機関や事業者と協議、連携を図ります。

#### 【主要事業】

- 高齢者生活福祉センター運営事業(長寿障がい福祉課)
- 養護老人ホーム保護措置事業(長寿障がい福祉課)
- 健康福祉センター運営事業(健康福祉部、総合センター)
- 地域密着型サービス施設整備事業(長寿障がい福祉課)
- 公営住宅整備及び運営事業(都市建築課、業務管理課)
- 高齢者専用住宅等整備にかかる検討(長寿障がい福祉課、都市建築課)

### 4) 地域や医療と福祉の連携強化

#### ① 地域ケア会議の推進

地域ケア会議は、平成26年の法改正により、地域包括ケアシステムの実現に向けた有効な手段として介護保険法の中に位置づけられることになりました。雲南市においては、これまでも地域ケア会議を開催してきましたが、今後は更に内容の充実と推進を図り、個別事例検討を通じて地域や多職種との協働によるケアマネジメント支援を行います。また、高齢者が地域において自立した生活を営むための

支援体制の構築に向け、個別事例をもとにした地域課題の把握とその課題解決に向けたネットワーク構築、資源開発、施策化を図ります。

② 多職種連携の推進

関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、地域の医師会等と緊密に連携し、地域の関係機関の連携強化を図ります。

【主要事業】

- 雲南市地域ケア会議の開催(地域包括支援センター)
- 地域包括ケアシステムの構築(健康福祉部)

(2) 介護サービスの充実と介護予防の推進

1) 認知症対策の推進

① 身近な相談・支援体制の充実

認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、認知症の人とその家族を支援するための相談業務を行います。また、医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関等とのネットワークを構築し、地域における支援体制の強化を図ります。このような相談支援体制の充実を図るため、新たに認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置します。

② 認知症に関する正しい知識の普及・啓発

認知症になっても住み慣れた環境で暮らし続けるには、より多くの人に認知症について正しく理解してもらおうための取り組みが必要であることから、認知症サポーター※33の養成等を通じ普及・啓発を図ります。

③ 早期発見・早期診断体制の整備

集団特定健診に合わせて簡易なスクリーニング検査を行い、認知症の早期発見・早期受診を図ります。また、平成27年1月に示された「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」に基づき、雲南市でも「認知症初期集中支援チーム」※34を設置し、複数の専門職が認知症の人とその家族等に対して包括的・集中的に初期支援を行い、自立した生活ができるようサポートします。

【主要事業】

- 認知症地域支援推進員設置事業(地域包括支援センター)
- 認知症サポーター養成事業(地域包括支援センター)
- 認知症初期集中支援チーム設置事業(地域包括支援センター)
- 認知症徘徊SOSネットワーク事業(地域包括支援センター)

2) 介護予防の推進

① 介護予防の普及・啓発と高齢者の実態把握

高齢者に対して健康づくり・疾病予防・介護予防に関する知識の普及や啓発、実践機会の提供、健康づくり活動の支援を行います。また、窓口で相談を受けた高齢者に対し、基本チェックリスト※16の活用・実施により状況を把握したうえで、適切な介護予防サービス等を紹介し、必要に応じて介護予防プランの作成を行います。

② 地域における介護予防の取り組み推進

高齢者同士が交流しながら、生きがいつくりと介護予防につながる活動として、高齢者いきいきサロン事業が各地域で展開されるよう推進します。

③ 多職種・多機関との連携による介護予防の推進

高齢者が介護の必要な状態にならないよう、保健・医療・福祉に関する機関や専門職が連携し、運動器や口腔機能の向上と栄養改善、疾病予防やうつ、閉じこもり予防などを目的とした介護予防事業の推進を図ります。

【主要事業】

- 特定高齢者※30把握事業(地域包括支援センター)
- サービス調整会議の開催(長寿障がい福祉課、地域包括支援センター、総合センター)
- 高齢者いきいきサロン事業(地域包括支援センター)
- 介護予防事業の推進(健康推進課、地域包括支援センター)

3) 介護サービスの充実

① 家族介護者の支援

在宅介護を支援するため、要支援・要介護状態に合わせた家族介護教室の充実を図ります。また、介護者・家族同士の交流、情報交換や介護上の悩みを共有し合える「家族の会」への支援を行います。

② 介護保険の特別給付事業

病院、施設入所者の在宅生活への復帰を目的とした外泊体験サービス事業や癌末期の要介護者の一時外泊時の居宅生活支援を目的とした外泊時ターミナルケアサービス事業を実施します。また、中重度の要介護者の在宅生活継続支援のため居宅サービス費区分支給限度額拡大事業※17を実施します。

③ 介護用品の支給

在宅で介護する家族の負担を軽減するため、介護用品の支給事業、たん吸引器支給事業を行います。

④ 自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの推進

要支援認定者が有している生活機能の維持・改善が図られ、自立につながるよう適切なケアマネジメントや支援を行います。

【主要事業】

- 家族介護支援事業(地域包括支援センター)
- 介護保険市町村特別給付事業(長寿障がい福祉課)
- 介護予防給付ケアマネジメント事業(地域包括支援センター)

### (3) 社会参加活動の推進

#### 1) 高齢者の豊富な経験を生かした活動の推進

##### ① 高齢者の就労支援

豊富な経験と技術を持った高齢者が、社会就労に積極的に参加できるようシルバー人材センター運営の支援を行います。

##### ② 高齢者の経験や能力を生かした地域づくりやボランティア活動の推進

社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターの運営を支援することにより、参画する実践者の拡大とボランティア活動を促進します。また、高齢者が、地域の歴史・伝統文化・芸能等知識や技術を伝える指導・助言者として参加できる地域づくりを地域自主組織等とともに推進します。

#### 【主要事業】

- シルバー人材センター支援事業(健康福祉総務課)
- ボランティアセンター支援事業(健康福祉総務課)

#### 2) 高齢者の社会参加活動への支援

##### ① 閉じこもり防止や健康増進を図るための社会参加への支援

閉じこもり防止・健康増進等を促進するため、老人クラブ活動や地域自主組織等の福祉活動等を支援します。

##### ② 高齢者が楽しめる活動の推進

スポーツ・趣味娯楽の交流や世代間交流等、高齢者が気軽に参加して楽しめる活動を各種団体と連携し推進します。

交流センターを拠点とする生涯学習事業を充実させ、高齢者の生きがいづくりの支援を行います。

#### 【主要事業】

- 老人クラブ活動の活性化(長寿障がい福祉課)
- 高齢者スポーツ活動の推進、指導者の育成(長寿障がい福祉課、身体教育医学研究所)
- 交流センターにおける生涯学習事業の充実(社会教育課、地域振興課)



## 第4章 障がい者(児)福祉の充実

### (1) 自立と社会参加の促進

#### 1) 障がい者に対する理解と交流の促進

##### ① 広報・啓発活動の推進

障がい者が地域で暮らし続けるには、より多くの人に障がいに対する正しい認識と理解を深めてもらう取り組みが必要であり、関係機関と連携し広報・啓発活動を推進します。

##### ② 地域との交流の場づくり

地域住民や障がい者団体及び福祉サービス事業所等と連携し、地域行事や各種活動への参加・交流を促進します。

##### ③ 自立支援協議会の取り組み強化

障がい者に対する支援やヘルプの対応の質的向上を図るため、自立支援協議会に参加する相談支援事業所やサービス事業所の相談専門員、サービス管理者、ヘルパー、関連行政機関の職員を対象とした各種研修会等を実施するとともに、各専門部会において地域課題の抽出・検討などに取り組みます。

#### 【主要事業】

- 障がい者に関する広報活動・啓発活動の推進(長寿障がい福祉課)
- 交流の場づくりの推進(長寿障がい福祉課)
- 福祉サービス、行政情報等の情報提供の充実(長寿障がい福祉課)
- 雲南圏域障がい者地域自立支援協議会の活動強化(長寿障がい福祉課)

#### 2) 雇用・就労の促進と支援

##### ① 一般就労及び職場定着等の支援

雲南障がい者就業・生活支援センター、公共職業安定所、就業支援事業所、特別支援学校等関係機関と連携し、一般就労や職場定着及び障がい者の職場実習の実施について支援を行います。

##### ② 障がい者雇用の促進

事業主に対し障がい者の社会的自立に大きな意義を持つ雇用について理解を促すとともに、**法定雇用率制度**※43や障害者雇用給付金制度などの周知を図り雇用を促進します。

##### ③ 福祉的就労の支援

工賃確保・向上にむけて、訓練等給付施設など福祉的就労施設の充実について関係機関との連携を強化するとともに、「雲南市障がい者就労施設からの物品等の調達方針」に基づき、物品や役務の調達を積極的に推進します。

#### 【主要事業】

- 雇用促進啓発活動の推進(長寿障がい福祉課)
- 就労関係機関との連携の促進(長寿障がい福祉課)
- 障がい者の職場実習の充実(長寿障がい福祉課)

- 一般就労への移行支援(長寿障がい福祉課)
- 福祉就労への支援(長寿障がい福祉課)

### 3) 災害時・緊急時の支援の充実

#### ① 緊急通報システムの普及

緊急時の通報機能と見守り機能を備えた緊急通報システムの普及を推進します。

#### ② 災害時の避難支援

「雲南市避難行動要支援者の避難支援計画」に基づき、障がい者が災害時に安全に避難できるよう、自治会、地域自主組織、社会福祉協議会、行政など関係機関が連携し避難支援体制を構築します。

#### ③ 災害時の情報連絡・避難体制の整備

視覚障がい者・聴覚障がい者等の要支援者への避難誘導が確実にできるよう情報連絡体制の充実を図ります。また、避難経路の周知や福祉避難所における生活支援を行う体制づくりに努めます。

#### 【主要事業】

- 緊急通報システム設置助成事業(長寿障がい福祉課)
- 避難行動要支援者の避難支援事業(総務部、健康福祉部、総合センター)
- コミュニケーション支援事業(長寿障がい福祉課)

### 4) 福祉環境整備の促進

#### ① バリアフリー化とユニバーサルデザイン※45の普及・啓発

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して、快適に生活できる社会づくりのために、施設や道路などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及・啓発に努めます。

#### ② 市営住宅の確保

障がい者の入居については、優先的に入居を配慮する世帯として位置づけます。また、車いすの利用に対応した住宅等については、需要動向を把握し立て替え時に適切な供給を図ります。

#### ③ 住宅改修費の助成

障がい者が安全で快適な日常生活を確保できるように、段差解消などの改修経費に対し助成を行います。

#### ④ グループホームの整備

施設から地域生活へ移行する障がい者の居住を確保するため、グループホームの新設を行う事業者に対し助成を行います。

#### 【主要事業】

- バリアフリー化とユニバーサルデザインの普及・啓発事業(建設部、健康福祉部)
- 市営住宅における住宅の確保等(建設部)
- 住宅入居等支援事業の検討(長寿障がい福祉課)
- 住宅改修における支援(長寿障がい福祉課)

- グループホーム新設事業費助成事業(長寿障がい福祉課)

## (2) 相談体制の強化

### 1) 相談支援事業の強化

#### ① 相談支援事業所とサービス事業所の連携強化

自立支援協議会で相談支援を行う相談支援事業所及びサービス事業所間の連携強化を図り、身近な地域資源の活用が行なえるように情報の共有化などを行ないます。

#### ② サービス利用計画の充実

障がい者のニーズに即したサービス利用計画の作成ができるよう、自立支援協議会での研修や困難ケースの事例検討等を通じて相談支援専門員のスキルアップを図ります。

### 【主要事業】

- 関係事業所間の連携強化(長寿障がい福祉課)
- サービス利用計画の充実(長寿障がい福祉課)

### 2) 障がい特性をとらえた相談支援

#### ① 専門機関との連携強化

自閉症をはじめとする発達障がいや高次脳機能障がい等について、特性を踏まえた相談支援を専門機関との連携強化により行います。

#### ② 子どもの障がいに関する相談支援

子どもの障がいに関しては、自立支援協議会と特別支援連携協議会の連携を強化し、一体的な相談支援の拡充を行います。乳幼児健診や発達クリニックでの相談体制の充実や保育所、幼稚園、学校、児童通所支援事業所や島根県東部発達障害支援センター等の相談支援の連携の強化を図ります。また、児童発達支援、保育所等訪問支援等を実施する発達支援センターの設置を目指します。

#### ③ 精神保健福祉活動の相談支援体制の充実

医療機関と福祉機関の連携を強化し、増加する精神疾患や精神障がいなど多様化する心の健康問題に関する相談支援体制の充実を図ります。

### 【主要事業】

- 関係機関、関係事業者間の連携強化(長寿障がい福祉課)

### 3) 権利擁護の相談支援の充実

#### ① 権利擁護の取り組みの推進

権利擁護が必要な障がい者の金銭管理や在宅生活を支援するため相談窓口と支援体制の充実を図るとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業を推進します。また、社会福祉協議会が設置する権利擁護センターの支援を行います。

② 成年後見制度の利用支援

費用負担が困難な障がい者が成年後見制度を利用するに際して、成年後見制度利用支援事業により費用の助成を行います。

【主要事業】

- 成年後見制度と日常生活自立支援事業の活用促進(長寿障がい福祉課)

(3) 福祉サービスの充実

1) 法に基づく福祉サービスの充実

① 在宅福祉サービスの充実

障がい者の自立に向け、福祉サービスができるだけ身近な地域で利用できるために、自立支援給付を生活基盤の支援として位置づけ充実に図ります。また、短期入所サービス基盤整備は喫緊の課題であり、既存のサービス提供事業所との連携を強化するとともに、事業所の拡充を推進します。

② 地域生活への移行と定着支援

障がい者が地域での生活を続けていけるよう、障がい状況や利用者にあった日中活動の場の確保に努めるとともに、社会的入院及び施設入所からの退院、退所により社会復帰を目指す障がい者のための必要な生活環境の整備に努めます。

【主要事業】

- 訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの実施(長寿障がい福祉課)
- 地域生活支援事業の充実(長寿障がい福祉課)
- 自立支援医療、福祉医療の実施(長寿障がい福祉課、市民環境生活課)

2) 市単独福祉サービスの充実

① 医療費等の市単独助成支援の充実

障がい者の医療費負担を軽減するため、自立支援医療や福祉医療費等の一部負担に対し助成を行います。また、雲南市独自で実施している精神通院医療・通院交通費助成制度及び重度障害児等医療費助成制度並びに人工透析者通院費支給制度を引き続き実施します。

② 障がい者の移動支援の充実

障がい者が社会参加しやすくなるように、移動サービスの充実に努めます。移動補助用具支援、**福祉有償運送制度※40**、福祉タクシー利用料金助成事業、視覚障がい者タクシー利用料金助成事業、高齢者等タクシー利用料金助成事業を引き続き実施します。

③ その他単独事業の継続、拡充

その他市単独事業として実施しているストマ用装具購入費助成、重度障害者等介護手当を継続実施します。また、必要に応じ新たな助成制度の検討、拡充を図ります。

【主要事業】

- 精神通院医療・通院交通費助成制度の実施(長寿障がい福祉課)
- 重度障害児等医療費助成制度の実施(長寿障がい福祉課)



## 第2部 計画の内容

- 人工透析者通院費支給制度の実施(長寿障がい福祉課)
- 移動補助用具支援事業の実施(長寿障がい福祉課)
- 福祉タクシー助成事業等移動支援の実施(長寿障がい福祉課)

## 第5章 生活困窮者の支援

### (1) 相談体制の強化

#### 1) 生活困窮者自立相談体制・機能の強化

##### ① 自立相談支援事業の体制づくり

自立相談支援事業の相談窓口を設置し、生活困窮者に対し総合的な相談支援ができる体制づくりを行います。

##### ② 関係部局との連携

生活困窮者支援に必要と考えられる支援機関や各種事業・サービスの実施機関と生活困窮者支援ネットワークを構築することで連携強化を図り、生活困窮者の早期発見や相談支援プロセスへの参加、継続的な支援を行うことで、包括的で継続的な相談支援事業を展開する体制強化を進めます。

#### 2) 生活保護相談体制の強化

##### ① 生活保護相談の体制強化

生活困窮者の相談の中で生活保護が必要であると判断される場合については、適切に生活保護につなぐ体制を整えます。また、各総合センターや社会福祉協議会、民生児童委員等と連携を図り、要保護世帯の把握や気軽に相談できる環境づくりを進めます。

### 【主要事業】

- 相談支援事業の強化(健康福祉総務課)
- 生活困窮者支援ネットワークの構築(健康福祉総務課)
- 生活保護相談体制の充実(健康福祉総務課)
- 民生委員・児童委員活動の充実(健康福祉総務課)

### (2) 自立に向けた指導支援の充実

#### 1) 生活困窮者相談支援事業の自立支援計画による支援

##### ① 生活困窮者自立支援計画の作成

多様で複合的な課題を抱える生活困窮者の相談に応じ、その課題を適切に把握し、一人一人の状態にあった自立支援計画を本人と協同で作成し、自立に向けた適切な指導支援と必要なサービスの提供につなげます。

##### ② 生活困窮者等に対する支援の充実

離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の住居確保給付金(有期)を支給し、自立に向けた支援を行います。

また、就労準備支援事業※23、一時生活支援事業※5、家計相談支援事業※13、学習支援事業※12については、自立相談でのニーズを把握し必要に応じて実施いたします。

#### 2) 生活保護受給世帯への指導支援の充実

##### ① ケースワーカーや専門職による訪問

生活保護受給者について、ケースワーカーや専門職(医療社会指導員、就労支援員)による在宅や主治医への定期的な訪問を実施し、自立に向けた指導、助言を行います。

② 生活保護受給者への自立支援プログラムの策定

生活保護受給者について、きめ細やかな自立支援プログラムを策定し、生活保護受給者の能力に応じた自立を支援します。

【主要事業】

- 生活困窮者自立支援計画の作成(健康福祉総務課)
- 住宅確保給付金の支給(健康福祉総務課)
- 自立支援プログラムの策定と実施(健康福祉総務課)

(3) 就労支援の充実

1) 就労支援員の配置

① 就労支援員の配置

就労支援員を配置することにより、生活困窮者への就労支援を行うとともに、就労意欲の喚起を図ります。

2) ハローワークとの連携

① ハローワークとの連携

ハローワークとの連携を図り、応募書類の作成、面接指導、個別求人開拓によるマッチング、職業紹介、フォローアップまで一貫した就労支援を生活困窮者へ実施していきます。また、必要に応じ職業訓練や職場体験を働きかける等、就労自立に向けた効果的な職業能力の開発及び向上の支援を検討していきます。

【主要事業】

- 就労支援員の配置(健康福祉総務課)
- 職業紹介等の就労支援の提供(健康福祉総務課)

## 第6章 地域福祉の充実

### (1) 地域の福祉課題の明確化

#### 1) 地域の現状把握と地域福祉の理解促進

##### ① 話し合いの場づくり

地域の住民が抱える生活課題を地域全体の課題として共有できるよう、話し合いの場づくり、そのための仕組みづくりを進めます。

##### ② 学習機会の提供

他地区の状況を知り、気づき、自地域での実践に繋がるよう、地域福祉に関する円卓会議※10や様々な研修会など学ぶ機会を設けます。

##### ③ 情報提供の推進

地域で行われている様々な福祉活動の実践例を、効果的に情報発信します。

#### 【主要事業】

- 地域自主組織の個別訪問(健康福祉総務課)
- 地域福祉に関する話し合い(円卓会議等)(地域振興課、健康福祉総務課)
- 地域福祉に関する研修会、講演会の開催(健康福祉総務課)
- 総合社会福祉大会、地域づくり活動発表会等における福祉活動の紹介(健康福祉総務課)
- ホームページ、広報誌などの充実(健康福祉総務課)

#### 2) 地域福祉推進体制の充実

##### ① 地域福祉推進員の配置とスキルアップ

地域自主組織が取り組む福祉活動の推進を担う、地域福祉推進員の配置を継続して支援していくとともに、その体制強化に繋がる策を検討します。また、地域福祉推進員のスキルアップを図るため、地域福祉推進員同士のネットワークづくりや研修会を行います。

##### ② 地域自主組織福祉部の組織機能強化

地域自主組織が取り組む福祉活動が地域全体に浸透するよう、自治会における福祉機能を高め、地域自主組織福祉部の組織機能強化を図ります。

#### 【主要事業】

- 地域福祉推進員配置事業(地域づくり活動等交付金により人件費を一括交付)(地域振興課、健康福祉総務課)
- 地域福祉推進員研修事業の実施(健康福祉総務課)
- 自治会における福祉機能強化策の検討(地域振興課、健康福祉総務課)



## (2) 支え合う地域づくり

### 1) 福祉活動の推進

#### ① 住民主体の活動実践

地域での声掛けや要支援者の把握など、地域の支え合いにより地域の課題の解決に繋がる取り組みを促します。

#### ② 住民主体の福祉活動の支援

住民主体の福祉活動が市全域において展開されるよう、行政と雲南市社会福祉協議会が一体となり、情報提供やアドバイス、協議の場の参画といった支援のほか、財政支援など地域のニーズに寄り添った様々な支援を行います。

#### ③ 地域福祉を担う人材の育成

幅広い世代の方の地域福祉の理解と意識を高めていく学びの場を提供するため、福祉教育の充実を図ります。また、その学びを実践に結びつけていけるよう、ボランティアの育成や支援を進めます。

### 【主要事業】

- 地域自主組織の活動の充実(声掛け、見守り、定期的な訪問、日常生活の支援、ふれあい・いきいきサロン災害時の対応など)(健康福祉総務課)
- 地域自主組織の活動支援(健康福祉総務課)
- 学校における福祉教育の実施(『夢』発見プログラム)との連携(学校教育課)
- 地域における福祉教育の実施(健康福祉総務課)
- ボランティアセンターの機能の充実(健康福祉総務課)

### 2) 福祉活動の支援体制づくり

#### ① 社会福祉協議会への支援

地域福祉の推進役としての役割・機能が発揮できるよう、これまでも増して連携を強め、**地域福祉活動計画**※28に基づく活動の支援を行います。

#### ② 民生委員・児童委員活動の充実

地域住民の身近な相談役である民生委員・児童委員の活動がさらに充実するよう、民生児童委員協議会への支援を継続して行います。また、時代の推移とともに住民からの相談内容が複雑多岐にわたっていることにより生じている民生委員・児童委員の負担感の軽減を図るため、仕組みづくりを行います。

#### ③ 関係機関とのネットワークづくり

地域自主組織をはじめ、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO 法人、社会福祉事業者などの様々な関係機関が福祉課題に応じて繋がり、重層的にその課題解決を図る仕組みづくりを進めます。

#### ④ 課題解決策のプロジェクト化

地域の福祉課題の解決の下支えとなるよう、基盤となる仕組みの構築や、ニーズに合わせて既存制度の改善を図る取り組みを進めます。また、現在はある地域に特化的な課題でも、将来的に市全体の

## 第2部 計画の内容

課題として広がる場合に備え、対応できる仕組みづくりを進めます。

### 【主要事業】

- 社会福祉協議会との連絡会等の開催(健康福祉総務課)
- 民生児童委員協議会との連絡会等の開催(健康福祉総務課)
- 民生委員・児童委員の活動を地域で支える仕組みづくり(健康福祉総務課)
- 地域円卓会議の開催(地域自主組織のみではなく、テーマに応じて関係機関も参画し、課題解決策について協議)(地域振興課、健康福祉総務課)
- 生活支援制度の充実(日常生活自立支援事業・法人後見事業の支援)(健康福祉総務課、地域包括支援センター、長寿障がい福祉課)
- 福祉課題解決事業のプロジェクト化(健康福祉総務課)

## 第7章 子育て支援の充実

### (1) 地域における子育て支援の充実

#### 1) 子育て支援のネットワークづくり

##### ① 地域ぐるみの子育て環境づくり

少子化、核家族化の進行により、地域コミュニティとのつながりが希薄になる傾向がある中、本市では、地域自主組織等との連携により、子どもの見守りや地域での多世代交流、相談の場づくりをはじめ、放課後子ども教室、放課後児童クラブなどに地域と行政が連携して地域ぐるみの子育て支援を進めます。

##### ② ネットワークづくり

子育て支援センター、子育てサロンなど地域で子育て支援に取り組む関係者などを中心として、子育てネットワークを構築し、子育て支援センター事業やファミリー・サポート・センター事業等各事業との連携の強化を図ります。

##### ③ 情報提供の充実

子育てサロンの紹介等をホームページ上で行っています。今後も、活動団体等の情報を多くの市民に認知してもらえるよう積極的な情報発信に努めるとともに、「子育てガイドブック」の作成・配布など情報提供を図ります。

#### 【主要事業】

- 地域づくり活動等支援事業(地域振興課)
- 子育てサロンなどのネットワークづくり(子育て支援課)
- ホームページ管理運営事業(情報政策課)

#### 2) 子育て家庭への支援機能の充実

##### ① 保育所地域活動事業の充実

保育所においては、世代間交流(福祉施設への訪問を通じ、地域のお年寄りと伝承遊び、季節的行事を通じた交流)や地域の子どもたちの異年齢児交流等の地域活動を通じ、地域との連携や交流を深めていきます。

##### ② 子育て支援センター事業の充実

子育て家庭の居場所づくりとして、また、子育て親子の交流の場、相談の場、お互いの情報交換の場として、子育て支援センター事業を引き続き実施します。同事業においては、育児に関する講座や子育てサークル等への支援も行い、子育てをする親がアクセスしやすい情報提供・相談体制の充実を図ります。

##### ③ ファミリー・サポート・センター事業の推進

ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての援助をして欲しい人と、子育ての援助をしたい人が育児の相互援助を行う事業です。この事業の一層の充実を図り、子育てサポーターの養成に向け、会員研修の開催や会員数の確保に努めます。

【主要事業】

- 保育所地域活動事業(子育て支援課)
- 子育て支援センター事業(子育て支援課)
- ファミリー・サポート・センター事業(子育て支援課)

3)子どもの安全・安心の確保

①地域一体となった防犯対策

引き続き、警察、交通指導員等関係機関と連携しながら、子どもたちへの交通安全指導及び啓発活動を行います。また、保護者を含め地域での交通安全への取り組みを進めるとともに、「雲南市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」等と連携し、犯罪から子どもたちを守る活動を地域と一体となって進めていきます。

②防災への取り組み

防災に関しては、各施設での定期的な避難訓練等を行うとともに、地域の取り組みとして行っています。また、保育所等においては、消火訓練に併せ防災訓練も実施します。

【主要事業】

- 雲南市交通指導員設置事業(総務課)
- 安全安心まちづくり事業(危機管理室)

4)子育て家庭への学習機会の充実

①学校・地域が連携した家庭教育支援

家庭教育の支援は、子どもを取り巻く課題を把握しながら推進していくことが大切です。このことから、教職員やPTA・地域関係者との連携を図りながら、地域ぐるみで家庭教育力の向上をめざす取り組みを推進します。

②関係機関の連携強化

すべての市民が、自らのふるさとの未来を託す子どもたちの育成に主体的に取り組むという自覚を持つよう、子どもを取り巻く地域自主組織、PTA、ボランティア等関係機関の連携を強化します。

【主要事業】

- 学校支援地域本部事業(学校教育課・社会教育課)

5)地域との連携による教育力の向上

①学校と地域との連携

学校は、地域の人材を積極的に取り入れるとともに、地域に向けた情報発信にさらに努めます。また、教育支援コーディネーター制度を活用し、雲南市独自の地域と学校の連携体制を創造します。

②ふるさと教育の推進

学校及び地域での学習で地域の人々と直接関わることにより、ふるさとの自然や生活・歴史は、人々の協力によって支えられていること、自然環境と結びついて営まれていることを実感し、ふるさとを大切



にする心を育てます。また、地域の人たちにも、ふるさとの良さを語り伝えることの大切さを理解してもらえるよう努めます。

**【主要事業】**

- 学校支援地域本部事業(学校教育課・社会教育課)
- ふるさと教育推進事業(社会教育課)

**(2)子どもの心と身体の健やかな発達支援**

**1)多様な体験・ふれあいの機会づくり**

**①子育て家庭や親子の交流促進**

育児相談、離乳食教室を通じて、子育て家庭の育児教室や育児交流の機会を引き続き、設けていきます。

**②ブックスタート事業の推進**

4か月児健診時のブックスタート事業を継続実施し、赤ちゃんと保護者に絵本を提供し、絵本を通じた親子のふれあいや家庭での読書のきっかけづくりを行います。

**③子どもの体験活動や世代間交流の促進**

地域住民や関係機関等が協力して、放課後子ども教室事業やふるさと教育、「夢」発見ウィークなど子どもの体験活動や世代間交流の充実に努めます。

**④『夢』発見プログラムへの取り組み**

幼児期から青年期における「知・徳・体」のバランスのとれた力を育てていくことをめざした「夢」発見プログラムに取り組む中で、地域の人たちとふれあい、雲南市のよさを実感し、将来の夢や希望を育てる『夢』発見ウィークなどを、学校や関係機関・団体と協力して推進します。

**⑤身体教育医学研究所うんなんの取り組み**

「生涯健康でいきいきと暮らす小児期からの健康づくり～地域とともにこころとからだをはぐくむ」を基本理念に、運動あそびの促進や身体活動量・体力調査等の分析を通して、身体を動かすことの好きな子どもの育成・支援を継続します。

**【主要事業】**

- 児童相談事業(子育て相談室)
- ブックスタート事業(健康推進課)
- ふるさと教育推進事業(社会教育課)
- 身体教育医学研究所事業(健康推進課)

**2)健全育成の推進**

**①放課後子ども教室の充実**

放課後・土日・祝日・長期休業等に小学校の余裕教室、交流センター、市内の文化体育施設等を活用し、子どもたちの安全を見守ったり「学び」をサポートするボランティアの参画を得て、昔遊びやスポーツ・文化活動、野外活動、四季折々の催しなど、様々な体験や「学び」の機会を提供し、子どもの「生き

る力」を育てます。また、地域ごとに推進体制を整備し、「地域子どもたちを地域みんなで育てる」環境づくりに努めます。

**②青少年の異文化交流の促進**

小・中学生・高校生を対象に、諸外国の青少年との交流を促進し、共同生活・共通体験等を通じて、相互の交流を深め、新しい時代の青少年の国際性の育成を図ります。また、国際交流員を中心として、子どもたちが異文化にふれられるイベント等を開催します。

**③青少年を取り巻く有害環境対策の取り組み**

警察等関係機関と連携し、子どもを取り巻く社会環境を良好な状況に維持できるよう努めます。併せて、学校では人権教育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育、性教育、情報モラル教育、金銭教育など、生涯を通じて健康で安心・安全な生活を送るために必要な学習を推進し、これらの取り組みを市民へ周知しながら理解を深めていきます。

**【主要事業】**

- 放課後子ども教室推進事業(社会教育課)
- 外国青年(国際交流員)招致事業(地域振興課)
- 青少年育成協議会事業(社会教育課)

**3)思春期保健対策の推進**

**①思春期保健の推進**

雲南保健所、雲南圏域健康長寿しまね推進会議等と協力しながら、小・中学校等への、タバコや薬物の害等の正しい知識の普及・啓発を図ります。また、要請のあった小・中学校等へは、食生活改善推進員等と連携を図りながら、生活習慣病やバランスの良い食事づくりの指導も行います。

**②思春期の心の相談**

スクールカウンセラーによるカウンセリングや保護者支援、教育支援センターによる児童生徒の受け入れ、保護者の相談活動等を継続して実施するとともに、不登校、引きこもり等、思春期の心の相談を充実させます。また、各センターの特性を活かすとともに、連携を図りながら、不登校対策支援を実施していきます。

**【主要事業】**

- 健康教育事業(健康推進課)
- スクールカウンセラー事業(学校教育課)

**4)親子の健康づくりの推進**

**①妊娠出産期の支援**

安心して安全に妊娠・出産ができるよう、引き続き、妊娠や出産期の保健対策を充実します。

**②親子の健康づくりと食育の推進**

乳幼児健診や予防接種などをはじめ、疾病の予防に努めるとともに、家庭での食育を中心として、地域や学校・行政がそれぞれの役割を明確にしながらかつて協働して、様々な健康支援活動に取り組めます。

【主要事業】

- こんにちは赤ちゃん事業(健康推進課)
- 妊婦・乳児健康診査(健康推進課)
- 乳幼児健康診査(健康推進課)
- 育児学習や交流の場の提供(健康推進課)
- 栄養指導、歯科指導等(健康推進課)
- 食育の推進(健康推進課)
- 各種予防接種(健康推進課)
- 発達クリニック事業※36**(健康推進課)
- 周産期における母子健康管理事業(健康推進課)
- 妊娠、出産、子育てに関する情報提供(健康推進課)
- 生後4か月前の乳児全数訪問やハイリスク乳児への個別相談等(健康推進課)
- 不妊治療の支援(健康推進課)

5)子ども医療の充実

①小児救急電話相談事業等

休日・夜間の急な子どもの病気の対処法について電話で相談できる、島根県小児救急電話相談(＃8000)事業のさらなる周知を図るとともに、救急指定医療機関等についての情報提供の充実を図ります。

②相談体制の充実

市内医療機関と随時連携をとりながら、医療に関する正しい知識が普及するよう努めるとともに、小児医療に関する相談に適切に対応できるよう相談体制の充実を図ります。

③関係機関の連携強化

市外の医療機関を含めた県東部エリアにおける関係機関との連携を強化します。また、切れ目のない子育て支援につなげられるよう、小児科・産婦人科医とも連携を密に行います。また、かかりつけ医・かかりつけ歯科医の必要性などを啓発することでかかりつけ医・かかりつけ歯科医の推進を図ります。

【主要事業】

- 小児救急電話相談事業(健康推進課)
- 関係機関の連携強化(健康推進課)

### (3)子育てと仕事の両立支援

#### 1)子育て支援施設の充実

##### ①保育の質の充実

保育サービスの質の充実に向けて、継続的・実践的な研修等を通じて、職員の専門性及び資質の向上を図ります。私立認可保育所に対しても、研修事業等補助金の活用や、市等が行う研修への積極的な参加を促し、公立私立を問わず、保育の質の向上を図ります。

##### ②計画的な子育て支援施設の整備

子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、子育て支援施設に対する需要の見込み量の適正な確保に努めます。また、「雲南市立小中学校及び幼稚園等適正規模適正配置基本計画」に基づき、施設運営の効率化に努め、認定こども園の整備など計画的な施設整備を図ります。

#### 【主要事業】

- 保育所研修事業補助事業(子育て支援課)
- 保育所施設整備事業(子育て支援課)

#### 2)子育て支援事業の充実

##### ①待機児童解消

保育所入所児童数を踏まえ、保育所定員の見直しや保育士の確保に努めます。

##### ②特別保育事業の拡充

保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長保育等実施保育所の拡大を検討していきます。

##### ③病後児保育事業の充実

利用者ニーズや利用状況等を踏まえながら、病児保育も視野に入れた事業の充実を検討します。

##### ④幼稚園における預かり保育事業の継続実施

引き続き、通常保育日及び長期休業中(夏季、冬季、学年末)における幼稚園における預かり保育事業として、長期預かり保育(月額制)と一時預かり保育(日額制)を実施します。

##### ⑤放課後児童クラブの充実

就学後、家に保護者がいない子どもの放課後の居場所として、適切な場を提供します。放課後児童クラブの対象が、これまでは「おおむね10歳未満」であったものが、新制度では6年生までに改められることから、今後ニーズは高まっていくものと想定されます。ニーズに応じた適切な受け入れ体制の確保を図ります。

#### 【主要事業】

- 保育所運営事業(子育て支援課)
- 特別保育(延長・一時・休日等)事業(子育て支援課)
- 病後児保育事業(子育て支援課)
- 幼稚園における預かり保育事業(子育て支援課)
- 放課後児童対策事業(子育て支援課)

### 3)就労環境の整備

#### ①再就職支援

結婚や出産、育児などで退職した後、復職したい女性に対し、「雲南市無料職業紹介所」をはじめとする、関連機関や団体等と連携をとり、きめ細やかな就業相談や情報提供、セミナーの開催など再就職支援に取り組みます。

#### ②父親の育児参加の促進

男性の育児や家事への参画参加を促進するための学習会や赤ちゃんが生まれる前からの父親への育児啓発、父親参加型のイベント等の開催に努めます。母性保護規定の周知と職場における母性健康管理の推進を図ります。

#### 【主要事業】

- 雲南市無料職業紹介所(産業推進課)

### 4)男女共同参画意識の啓発

#### ①男女共同参画の促進

性別役割分担意識を払拭し、家庭生活において男女がともに協力しあう意識を高めるために、パンフレットや広報を通じて啓発していきます。また、講座などの学習機会の提供を行います。

#### ②職場への意識啓発(事業主)

仕事と家庭生活のバランスがとれるように、働き方の見直しについて情報提供を行い、意識啓発に努めるとともに、事業主に対し取り組みを推進するよう働きかけるとともに学習機会の提供を行います。

#### 【主要事業】

- 男女共同参画事業(男女共同参画センター)

### 5)産後の休業及び育児休業後における子育て支援施設等の利用の確保

#### ①産休・育休後の保育所等の円滑な利用

産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、すべての子育て世帯に対して、教育や子育て支援に関する情報提供や相談支援を行います。

また、育児休業満了時から、保護者の希望する保育施設等を円滑に利用できるよう、対象者の利用希望の把握に努めると共に、利用希望を踏まえて、保育施設との調整を図ります。

#### 【主要事業】

- 保育所入所受付・選考等(子育て支援課)

## (4)子育て相談の充実

### 1) 相談窓口の充実

#### ①子育て家庭への相談窓口の充実

子育てに関する悩みや不安、疑問について、気軽に相談できる体制の強化に努めるとともに、各種



相談窓口の周知を図ります。

また、相談支援にあたっては、子育て相談室が窓口となり、母子保健分野や福祉分野等と連携し、それぞれの専門的な助言や情報提供などの支援を行います。

**【主要事業】**

- 児童相談事業(子育て相談室)

**2) 児童虐待防止対策の充実**

**①相談体制の充実**

児童養育相談員を配置し、児童福祉などに関する相談・支援体制の充実を図ります。

**②児童虐待防止に向けた広報活動**

児童虐待に関するリーフレット配布、11月の児童虐待防止推進月間を中心に広報・啓発活動を行うことにより、児童虐待の未然防止に努めます。

**③専門機関との連絡調整(要保護児童※46対策協議会)**

雲南市要保護児童対策地域協議会を中心に、児童虐待にかかるケースについて専門機関と情報共有を図り、その家庭や児童に向けて関係機関と連携をとりながら支援を行います。

**④教育・保育相談事業**

子育て相談室に保育士を配置し、保育園の巡回訪問、教育・保育相談により、最近増加している発達の気になる子どもへの支援のあり方を教育委員会と連携をとりながら検討し、専門機関や就学へのつなぎを支援します。

**⑤親グループカウンセリング事業**

子育てに悩む保護者に親子での良いコミュニケーションについての学習の場をつくります。

**【主要事業】**

- 要保護児童対策地域協議会運営事業(子育て相談室)
- 幼児期の運動促進に関する普及啓発事業(学校教育課)
- 子どもと親の相談員配置事業(学校教育課)

**3) ひとり親家庭への自立支援の推進**

**①相談体制の充実**

母子・父子自立支援員による相談体制の充実を図るとともに、児童扶養手当現況届時等を利用し、ひとり親家庭の状況把握に努め、未就労等のひとり親については就労へつなげるなど、自立支援に取り組んでいきます。

**②母子・父子家庭への制度周知等**

母子・父子家庭への助成制度や就業支援に係る給付金制度等の情報提供の充実を図るとともに、これら給付金事業等については、継続実施します。

【主要事業】

- 母子生活支援事業(子育て支援課)

4) 障がい児施策の充実

①障がい児保育

公立保育所における障がい児保育については、引き続き、実施していきます。また、私立認可保育園へは、障がい児受け入れに対する補助金交付を継続実施し、支援します。

②療育システムの確立

発達障がいの早期発見とともに発達クリニックの実施や療育事業との連携を図り、療育環境の提供に努めます。妊産婦、乳幼児に対する各種健康診査により、疾病や障がいの早期発見に努め、保健指導の充実と子育て家庭の支援を行います。

③継続した支援体制の充実

健診等での障がいの早期発見に引き続き取り組むとともに、集団生活や就学がスムーズに行えるよう、多様な専門機関をはじめ、保育所や幼稚園、学校と連携を図りながら、保育所から幼稚園、小学校へと、切れ目のない支援体制を整備します。

④障がい福祉サービスの提供

障がい福祉サービスの必要な児童に対して、法に基づき各種の支援サービスを提供します。主な取り組みとしては、児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所(ショートステイ)、居宅介護(ホームヘルプ)、移動支援など、様々なサービスを提供します。また、本市障がい福祉計画に基づき、サービス提供体制の充実に取り組みます。

【主要事業】

- 障がい児等保育対策事業(子育て支援課)
- 発達クリニック事業(健康推進課)
- 児童(障害児)デイサービス事業(長寿障がい福祉課)

(5) 経済的支援の充実

1) 子育てに関する経済的支援

①保育所等の費用軽減

国の動向等を踏まえながら、引き続き、保育所保育料等の適正な軽減に努めます。

②子ども医療費の助成

子どもを持つ家庭が、容易に十分な治療が受けられ、疾病の早期治療により子どもたちの健康を守るため、子ども医療費助成制度について、現在の小学校6年生までから、中学生まで拡充するよう取り組みます。

③各種手当の支給

子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもを育てられる社会の実現をめざし、国の制度に基づき、児童手当やひとり親に対する児童扶養手当などを支給します。

## 第2部 計画の内容

### ④不妊治療の支援

一般不妊治療、特定不妊治療にかかる費用の一部を助成し、不妊治療を行う夫婦を支援します。

#### 【主要事業】

- 保育所等の費用軽減(子育て支援課)
- 子ども医療費助成事業(市民環境生活課)
- 児童手当給付事業(市民環境生活課)
- 児童扶養手当事業(子育て支援課)
- 不妊治療費助成事業(健康推進課)

---

## 第3部

---

# 地域福祉推進のために



## 第1章 地域福祉推進主体の役割

地域福祉を推進する主体については、社会福祉法第4条に、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」と規定されています。

市民一人ひとりが、健康で生きがいをもち、住み慣れた地域で支えあいの輪を広げ、安心して暮らせるまちを目指すなかで、各機関や地域づくり組織が様々な分野で連携し、地域ぐるみで支え合う仕組みづくりが重要であります。

この計画におけるそれぞれの推進主体の役割は次のとおりです。

### 1 地域住民の役割

地域住民は、社会の一員としての役割と一人ひとりが地域福祉の担い手であることを認識し、地域活動、各種行事への自主的な参加、ボランティア活動などへの積極的な参加により、地域でのつながりを強化して、福祉に対する意識を高める必要があります。

### 2 地域自主組織の役割

地域自主組織は、地区内の住民で構成されるその地区の住民自治を担う組織です。

市内では、現在30の地域自主組織が組織され、その地域ならではの支えあい(共助)活動が展開されています。地域ぐるみによる活動実践を通じて住民の福祉意識を高め、地域全体で取り組む体制を構築し、課題解決に向けた取り組みが期待されています。

### 3 ボランティア組織の役割

ボランティア組織は、様々な生活課題等をテーマに関心や問題意識を共有する人々によって組織化された組織であり、活動者の多くがボランティアを通じて誇りや喜びといった自己実現(やりがい)の価値を見出しています。

志でつながるテーマ型組織の特性を活かした、“ボランティアならではの支え合い(共助)”の輪を地域に広げていく役割が求められています。

### 4 社会福祉法人の役割

社会福祉法人は、社会、地域における福祉の発展・充実に寄与するために社会福祉事業を中心に良質な福祉サービスを提供することを目的とした法人です。また、地域の福祉ニーズに対し迅速かつきめ細かく対応していくことで地域社会におけるセーフティーネットを構成する社会資源として安心を提供していく公益性を持ちます。

市内の社会福祉法人のネットワークづくりを進め、社会福祉法人の理念を共有しながらそれぞれの専門性を活かし合い、協働によって多様化、複合化する地域の生活課題の解決を進めていく役割が求められています。



## 5 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されています。そのため、市町村の区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者の参加が義務付けられています。

行政や地域住民、福祉関係者等が連携して、地域福祉の推進をより進めるため、本計画と整合を図り作成した雲南市地域福祉活動計画に基づき、住民主体を旨とした地域住民による福祉活動への支援やボランティア活動の推進など地域福祉推進の中核として大きな期待に的確に応えていくことが求められています。

## 6 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める委員であり、「児童委員」を兼ねています。

住民の暮らしの場である小地域の“身近な相談窓口”として、住民の生活上の様々な相談に応じるとともに、自治会福祉委員との連携により住民の生活課題をキャッチし、必要に応じて市や社会福祉協議会、生活支援関係機関等につなぎ、その解決に協力していく役割が求められています。

## 7 行政の役割

行政は、公的な福祉サービスを適切に運営する役割を担います。市民のニーズ、地域特性を的確に把握し、様々な施策を効率的、効果的かつ総合的に推進し、地域福祉の推進に努めます。

地域の生活課題を解決するための地域福祉の3つの役割分担の中の「公助」を担保する機関として、公的な福祉サービスを適切に運営する役割を担います。

また、市民一人ひとりが健康で豊かな生活が営めるように、健康づくり・介護予防活動への支援、医療体制や介護・障がい者福祉サービス基盤の充実を図り、事業者や団体とともにサービス提供に努め、自立した生活が送れるよう支援を行います。

## 第2章 計画の推進

### 1 計画の推進

本計画は、市民の意見を反映させ策定した「第2次雲南市総合計画」と整合を図り、さらに「雲南市総合保健福祉計画策定委員会」において検討し策定しました。今後「雲南市総合保健福祉計画専門部会」を中心とし、市役所内の関係する部課や関係機関との連携により計画の推進を図ります。

また、年度ごとに事務事業の評価を行ない計画の円滑な推進を図ります。

### 2 財政の効果的運用

本計画の期間は平成27年度から31年度までの5か年間ですが、景気の動向、市民ニーズの変化、人口の変動、財政事情の変化など、この間にも社会情勢の変化が予想されます。

本市の財政は、今後も地方交付税の削減等厳しい状況が予想されますが、増大する福祉ニーズに的確に対応するため、行政改革に積極的に取り組みながら、効率のよい使途で最大の効果が得られるよう事業展開を図ります。

---

## 第4部

---

# 資料編

## 雲南市の人口

(単位：人)

区分	H12年	H17年	H22年	H27年	H32年
総人口	46,323	44,403	41,917	39,458	37,004
男	22,346	21,289	20,039	18,886	17,734
女	23,977	23,114	21,878	20,572	19,270

(H12年～H22年は、国勢調査人口&lt;確報値&gt;)

(H27年、32年は、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成25年月推計）』)

## 雲南市の世帯数

(単位：世帯)

区分	H12年	H17年	H22年	H27年	H32年
総世帯数	12,960	12,990	12,905	13,040	13,290

(H12年.H17年.H22年は、国勢調査世帯数&lt;確報値&gt;)

(H22年.H27年は、H22年の確定値に各年の住民基本台帳に基づく世帯数増減率を乗じて得た推計値)

## 雲南市内の病院・診療所数「H26.4.1現在」

(単位：カ所)

区分	病院数	一般診療所数	歯科診療所数
大東町	1	5	4
加茂町		3	2
木次町	1	8	4
三刀屋町	1	5	3
吉田町		2	1
掛合町		3	1
合計	3	27	15

(雲南市資料)

## 雲南市の医師・歯科医師・薬剤師数「H26.4.1現在」

(単位：人)

医師	歯科医師	薬剤師
51	21	38

(医師・歯科医師・薬剤師調査&lt;厚生労働省大臣官房統計情報部&gt;)

第4部 資料編

65歳平均余命 (単位：年)

区分	男	女
雲南市	19.34	24.83
奥出雲町	19.71	24.02
飯南町	18.92	24.36
島根県	19.26	24.53

(島根県調査 H21 年)

65歳平均自立期間 (単位：年)

区分	男	女
雲南市	17.56	21.37
奥出雲町	18.20	21.47
飯南町	17.34	20.85
島根県	17.47	21.05

(島根県調査 H21 年)

年齢調整死亡率「人口10万対」 (単位：人)

区分	脳血管疾患		虚血性心疾患		全がん		自殺	
	全年齢	壮年期	全年齢	壮年期	全年齢	壮年期	全年齢	壮年期
雲南市	34.8	27.3	13.3	14.7	136.5	130.0	23.6	9.4
雲南圏域	39.3	28.0	11.2	11.1	125.2	120.2	26.9	11.5
島根県	32.9	20.8	10.9	8.7	126.7	129.2	18.6	28.8

(島根県健康指標データシステム年齢調整死亡率ベイズ補正単年 H24)

日常的に健康づくりに取り組んでいる市民の割合 (単位：%)

H22年	H23年	H24年	H25年
64.6	66.5	63.4	62

(雲南市資料)

被保険者一人あたり国保医療費 (単位：円)

H22年	H23年	H24年	H25年
339,301	368,927	383,754	394,631

(島根県国保連合会資料)



## 40歳～64歳全がん年齢調整死亡率

(人口10万対)

	H22年	H23年	H24年
男性	130.9	106.4	170.9
女性	90.7	68.9	68.1

(島根県健康指標資料)

## 自死全年齢調整死亡率

(人口10万対)

	H22年	H23年	H24年
男性	68.8	60.3	43.5
女性	9.3	8.7	10.3

(島根県健康指標資料)

## H25年度 1歳6か月児・3歳児の朝食欠食率(単位：%)

1歳6か月児	3歳児
2.50%	4.80%

(雲南市資料)

## 出生数・出生率の推移

(単位：出生数は人、率は人口千対)

区分		H20年	H21年	H22年	H23年	H24年
雲南市	出生数	293	311	252	293	256
	出生率	6.8	7.3	6.0	7.1	6.4
島根県出生率		7.9	7.8	8.1	7.9	8.0
全国出生率		8.7	8.5	8.5	8.3	8.2

(島根県保健統計資料)

## 高齢者数「H26.4.1現在」

(単位：人)

区分	65歳～74歳		75歳以上		合計
	男性	女性	男性	女性	
大東町	931	954	986	1,679	4,550
加茂町	410	412	441	778	2,041
木次町	588	651	691	1,176	3,106
三刀屋町	486	538	535	966	2,525
吉田町	120	135	209	315	779
掛合町	207	218	308	512	1,245
合計	2,742	2,908	3,170	5,426	14,246

(雲南市資料)

第4部 資料編

介護保険居宅サービス給付額「H26.3月分」 (単位：千円)

区分	給付額
訪問介護	16,180
訪問入浴介護	972
訪問看護	3,424
訪問リハビリテーション	628
通所介護	54,986
通所リハビリテーション	8,699
短期入所生活介護	16,890
居宅療養管理指導	832
福祉用具貸与	11,986
居宅介護支援	16,414
認知症対応型共同生活介護	19,890
特定施設入居者生活介護	12,359
福祉用具購入費	836
住宅改修費	1,148
短期入所療養介護（老健・療養型）	887

(介護保険事業状況報告：雲南広域連合)

介護保険地域密着型サービス給付額「H26.3月分」 (単位：千円)

区分	給付額
認知症対応型通所介護	12,979
小規模多機能型居宅介護	24,144
認知症対応型共同生活介護	19,890

(介護保険事業状況報告：雲南広域連合)

介護保険施設サービス給付額「H26.3月分」 (単位：千円)

区分	給付額
介護老人福祉施設	87,538
介護老人保健施設	47,871
介護療養型医療施設	26,477

(介護保険事業状況報告：雲南広域連合)

## 第1号被保険者 要介護認定者数「H26.4.1現在」

区分	認定者数（人）	認定率（％）
要支援1	313	
要支援2	321	
要介護1	552	
要介護2	528	
要介護3	341	
要介護4	326	
要介護5	405	
合 計	2,741	19.22

※第1号被保険者数 14,261人（介護保険事業状況報告：雲南広域連合）

## 65歳以上独居老人世帯及び二人暮らし世帯数「H26.4.1現在」（単位：世帯）

区分	ひとり暮らし世帯数	高齢者のみ2人以上世帯数
大東町	494	500
加茂町	187	187
木次町	372	399
三刀屋町	287	335
吉田町	119	91
掛合町	175	176
合 計	1,634	1,688

※施設入所者を除く（雲南市資料）

## 雲南市の緊急通報設置台数「H26.4.1現在」（単位：台）

区 分	設 置 台 数
大東町	62
加茂町	12
木次町	62
三刀屋町	26
吉田町	3
掛合町	39
合 計	204

（雲南市資料）

第4部 資料編

療育手帳 所持者数「H26.4.1 現在」 (単位：人)

区 分	所 持 者 数
療育手帳 A	191
療育手帳 B	271
合 計	462

(雲南市資料)

身体障がい者手帳 所持者数 「H26.4.1 現在」 (単位：人)

区 分	所 持 者 数
身障 1 級	755
身障 2 級	296
身障 3 級	418
身障 4 級	641
身障 5 級	109
身障 6 級	207
合 計	2,426

(雲南市資料)

精神障がい者健康福祉手帳 所持者数「H26.4.1 現在」 (単位：人)

区 分	所 持 者 数
精神 1 級	35
精神 2 級	98
精神 3 級	36
合 計	169

(雲南市資料)

居宅サービス利用件数「H25年度実績」

(単位：件)

区 分		利 用 件 数
自立支援サービス	居宅介護	940
	児童発達支援・放課後デイサービス	346
	短期入所	216
地域生活支援事業	地域活動支援センターⅡ型事業	91
	日中一時支援事業	734
	移動支援事業	444
	訪問入浴事業	42
合 計		2,813

(雲南市資料)

保育所の入所状況「H26.4.1 現在」

(単位：人)

区 分	定員数	入所者数	(うち市外からの受託数)	備考
大東保育園	120	126		
かもめ保育園	80	90		
加茂保育所	150	166	1	加茂幼稚園
木次保育所	70	71		木次こども園
斐伊保育所	80	68		
三刀屋保育所	120	126		
吉田保育所	30	17		
田井保育所	30	16		
掛合保育所	90	96	3	
あおぞら保育園	90	92	4	私立
四ツ葉学園保育所	100	108		私立
たちばら保育園	30	30	1	私立

(雲南市資料)



第4部 資料編

子育て支援センター及び児童館「H26.4.1現在」

名称		開設場所
子育て支援センター	大東子育て支援センター	あおぞら保育園内
	加茂子育て支援センター	加茂子育て支援センター
	木次子育て支援センター	木次子育て支援センター（斐伊保育所併設）
	三刀屋子育て支援センター	三刀屋健康福祉センター
	掛合子育て支援センター	掛合保育所（分室：掛合体育館）

（雲南市資料）

放課後児童クラブ「H25年度実績」

地域	名称	登録児童数 4年生以上含む
大東	ちゃれんじクラブ	43人／月
	学童クラブキリカ	44人／月
	すずらんアットホーム	10人／月
	うしお児童クラブ	23人／月
加茂	加茂児童クラブ	28人／月
木次	斐伊児童クラブ	23人／月
	よつば児童クラブ	15人／月
三刀屋	三刀屋放課後児童クラブ	26人／月
掛合	かけや児童クラブ	22人／月
	合計	234人／月
	平均	26人／月

（雲南市資料）

ファミリーサポートセンター

名称（開設年月日）	場所
大東ファミリーサポートセンター（H14.12.1～）	大東保育園内
大東ファミリーサポートセンター木次支部（H18.1.1～）	木次子育て支援センター内
大東ファミリーサポートセンター加茂支部（H20.2.1～）	加茂子育て支援センター内
掛合ファミリーサポートセンター（H14.10.1～）	掛合保育所内

（雲南市資料）

(会員数「H25年度末」)

(1) 援助会員	(2) 依頼会員	(3) 両方会員	合計(1)+(2)+(3)
51人	110人	16人	177人

(雲南市資料)

特別保育実施箇所「H26.4.1現在」

○一時預かり事業

雲南市立大東保育園
雲南市立かもめ保育園
雲南市立加茂保育所
雲南市立掛合保育所
あおぞら保育園(私立園)
四ツ葉学園保育所(私立園)
たちばら保育園(私立園)

○延長保育分

雲南市立かもめ保育園
雲南市立加茂保育所
雲南市立三刀屋保育所
雲南市立掛合保育所
あおぞら保育園(私立園)
四ツ葉学園保育所(私立園)
たちばら保育園(私立園)

○休日保育分

四ツ葉学園保育所(私立園)
---------------

○病後児保育分

病後児保育室「つくし」(大東病後児保育室)
掛合保育所病後児保育室

(雲南市資料)

○雲南市総合保健福祉計画策定委員会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画及び健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画に基づき、雲南市の総合的な保健及び福祉の基本を示す雲南市総合保健福祉計画（以下「福祉計画」という。）を策定又は変更するため、雲南市総合保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、福祉計画の策定又は変更について必要な事項を調査及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、特別な事項を調査研究するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部員（以下「部員」という。）は、委員長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する部員のうちから互選する。
- 4 部会長は、当該専門部会の会務を総理し、当該専門部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該専門部会に属する部員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の服務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会及び専門部会の庶務は、健康福祉部健康福祉総務課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

雲南市総合保健福祉計画（H27～H31）策定委員会 委員名簿

氏名	所属・役職	備考
西村 昌幸	雲南医師会 会長	委員長
朝日 照男	雲南市民生児童委員協議会 会長	副委員長
福澤 陽一郎	雲南保健所 所長	委員
落合 研	社団法人島根県歯科医師会雲南支部 支部長	委員
田中 稔	雲南市立病院 事務部長	委員
錦織 美由起	雲南地域介護サービス事業管理者連絡会 会長	委員
片寄 邦良	社会福祉法人雲南広域福祉会 事務局長	委員
杉原 昭見	社会福祉法人雲南市社会福祉協議会 事務局長	委員
佐々木 久美	うんなん食育ネット 委員	委員
森山 幸朗	雲南市子ども・子育て会議 副会長	委員
高野 耕治	雲南広域連合 事務局長	委員
加本 恂二	海潮地区振興会 会長(地域自主組織 代表)	委員
佐藤 幸男	斐伊地域づくり協議会 会長(地域自主組織 代表)	委員



## 雲南市総合保健福祉計画 専門部会 部員名簿

氏名	役職	課	備考
小林 功	部長		部会長
梅木 郁夫	次長（健康福祉総務課長）	健康福祉総務課	代理
田部 公利	企画官（病院駐在）	健康福祉総務課	
吉岡 妙子	主査	健康福祉総務課	
石田 誠	副主幹（SL）	健康福祉総務課	○
狩野 明芳	子育て支援課長	子育て支援課	
藤原 仁美	子育て相談室長	子育て相談室	
今岡 靖	主幹（GL）	子育て支援課	○
内田 孝夫	次長（長寿障がい福祉課長）	長寿障がい福祉課	
糸原 幸子	統括主幹（GL）	長寿障がい福祉課	○
野々村達志	主幹（GL）	長寿障がい福祉課	○
小砂 祐子	センター長（地域包括支援センター）	地域包括支援センター	
田中 秀信	主幹（GL）	地域包括支援センター	○
和泉 ちひろ	統括保健師（GL）	健康推進課	○
上村 博子	次長（健康推進課長）	健康推進課	
岡田 志保	専門官	健康推進課	

○は、各分野のリーダー

## 用語解説

※1: 赤ひげバンク

島根県の地域医療に関心を持っている医師、看護職員、医学生、看護学生、薬剤師などを島根県が登録する制度。

※2: 1次医療

通常みられる病気や外傷などの治療、疾病予防や健康管理など、地域に密着した保健・医療・福祉にいたる包括的な医療であり、主として地域の診療所や病院がその役割を担う。

※3: 2次医療

診療所などで扱えないような、病気、入院、手術が必要な患者に対応する医療。

※4: 3次医療

2次医療で対応できない、脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷、重篤な患者に対応する、最先端、高度な技術を提供する特殊な医療。

※5: 一時生活支援事業

住居のない生活困難者であって、所得が一定水準以下の者に対して、一定期間(3ヶ月を想定)内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施する。

※6: 医療社会指導員

専門的な見地からの確かな病状等の把握に努め、日常生活の自立を促すため保健衛生指導を行う専門職です。

※7: うんなん健康都市宣言

市民が主体的に健康づくりをすすめるための指針として、平成26年8月に策定、10月に条例化、11月に雲南市政10周年記念式典で公表された宣言文。宣言は、前文に続いて標語形式の5項目で構成され、「健康都市を実現するため、私たちは基本的な生活習慣を基本とした健康づくりについて学び合い(健康づくり、生涯学習)、できるだけ雲南市産の安全・安心で旬な食材を使って、栄養バランスのとれた料理を作り、食し(自然・食・栄養)、悩みごとがあっても、人に相談するなど一人でくよくよ悩むことなく(心の健康・信頼感・絆)、無理をしないで取り組むことができる運動習慣をつくります(運動)。そして、雲南市民が地域で支え合いながら、健康長寿になることを願います(まちづくり)」とした。

※8: 雲南市健康づくり推進協議会

健康づくりに関係する団体等関係機関や、地域での健康づくりを推進する地域自主組織等の参画により、市民の健康づくりを推進する施策の提言・実施など、官民が一体となった事業を展開するための組織。

## ※9: 雲南市自死防止総合対策

壮年期を中心に自死が増加傾向にある中、「①実態把握」「②普及啓発」「③人材育成」「④職場・地域・家庭における体制整備」「⑤適切な精神科医療の紹介・充実化」「⑥社会的な取り組み」「⑦自死未遂者支援」「⑧遺族支援」「⑨関係機関との連携強化」を柱に地域や職域を単位に多様な団体が連携して自死を防止し、住みよい地域づくりをめざして総合的な自死防止を図る対策。今まで「自殺」という言葉が広く社会に定着し使用されていたが、「殺」という言葉のイメージが個人や遺族に対する差別や偏見につながる場合もあることから、近年は「自死」という言葉が用いられるようになった。「自死」は、遺族の心情に寄り添った言葉として多くの場面で使われるようになり、平成 25 年度から雲南市でも公文書、広報、啓発資料などは「自死」を基本として使用している。なお、統計用語や法律等で用いられる「自殺」という言葉と状況に応じて使い分けることにしている。

## ※10: 円卓会議

行政も含め、地域の多様な主体が対等な立場で参加し、お互いの力や課題を共有しながら、対話と協働を積み重ね、課題の解決に向かっていくための会議の仕組み。

## ※11: 延長保育

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等のため、開所時間(11 時間)を超えて児童の保育を支援する事業。

## ※12: 学習支援事業

生活困窮家庭の子どもに対して、学習支援を実施する。養育相談や学び直しの機会の提供、学習支援といった「貧困の連鎖」の防止の取組や育成支援をする。

## ※13: 家計相談支援事業

失業や債務問題など家計に課題を抱える生活困窮者に対して、公的制度の利用支援、家計表の作成等の家計に関するきめ細かい相談支援を行うとともに、必要に応じて資金の貸付の斡旋等を実施する。

## ※14: 稼働年齢層

16 歳から 64 歳

## ※15: がん検診すすめ隊

がん検診の大切さを広めるために、自主的に活動している市民活動団体。平成 24 年 7 月に結成され、市内各地でがん検診の啓発活動を実施されている。

## ※16: 基本チェックリスト

運動機能や口腔機能、物忘れなどの状況について質問し、介護予防の取り組みが特に必要な人を的確に把握し、介護予防事業につなぐための 25 項目の質問票。

※17: 居宅サービス費区分支給限度額拡大事業

要介護度3, 4, 5の人が居宅サービスの支給限度額を超えて利用しなければ日常生活が困難な場合に限り、介護度別の基準額拡大の範囲内で限度額を超えた費用の9割を支給する事業。

※18: ケースワーカー

生活保護を受けている人に対して様々な働きかけをする職員を、一般的にケースワーカー(CW)と呼んでいます。福祉事務所では相談援助等現場で働く職員です。

※19: ゲートキーパー

「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

※20: 権利擁護

自己の権利を表明することが困難な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの権利やニーズの表明を支援し代弁すること。

※21: 合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子供の平均数。

※22: 子育て支援センター

在宅している乳幼児や親子を対象に、子ども同士のふれあいや、遊び場を提供したり、子育てに関する心配事の相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供などを行う。

※23: 就労準備支援事業

直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に必要な知識及び能力の向上が図られるよう、生活訓練や社会訓練を実施する。

※24: 食育ネット

雲南市の食育は、市内で食育推進活動や食を通じた地域づくりなどをしておられるグループまたは個人の方とともに進めています。それらの皆さんで作るネットワークが「うんなん食育ネット」です。うんなん食育ネットでは、お互いの活動の紹介や、食育推進計画の進行管理を行っています。

※25: 生活困窮者自立支援法

平成25年12月成立。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、総合的な自立支援を行うための制度である。一般的に、社会保険や労働保険など雇用を通じたセーフティーネットは第1のセーフティーネット、生活保護は第3のセーフティーネット、その間の仕組みである生活困窮者自立支援制度は第2のセーフティーネットと呼ばれている。

※26: 成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な成年者を保護

するため、家庭裁判所における手続きを経て、本人の判断能力に応じて、後見人や保佐人等を選任し、本人のための財産管理や身上監護を行う制度。

※27: セーフティーネット

「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みで、社会保障の一種です。

※28: 地域福祉活動計画

雲南市社会福祉協議会の呼びかけにより地域住民や民間団体等が参画し、雲南市総合保健福祉計画における地域福祉の施策部分を達成するために必要な民間の具体的な活動・行動計画を定めた計画。

※29: デマンド型タクシー・バス

バスが利用しにくい高齢者の通院や日常の買い物の利便性を図るため、自宅、公共施設、バス停などから目的地まで予約によって運行する乗合タクシー・バスのこと。

※30: 特定高齢者

介護認定を受けていない高齢者で、基本チェックリストの結果、近い将来要支援・要介護状態となるおそれがあると判定された高齢者。

※31: 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療(体外受精・顕微授精等)を受けている夫婦の経済的な負担軽減を図り、もって少子化対策の推進に寄与するため、当該夫婦に対し、特定不妊治療に要する費用の一部を助成する事業。

※32: 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で、かつ、判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるように、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行うもの。

※33: 認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を自分のできる範囲で温かく見守り、支援する応援者。

※34: 認知症初期集中支援チーム

医療系、介護系の複数の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等をふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活に向けたサポートを行う。

※35: 認知症予防システム

集団特定健診に合わせ、簡易な認知症スクリーニング検査を実施。その後、専門医による判定を踏まえて精密検査等の必要な支援につなぐシステム。

※36: 発達クリニック事業

障がい児には該当しないが、心身の発達が正常範囲にない等、精神・運動発達面等において障がいをきたすおそれのある児を早期に把握し、児とその家族に適切な指導等を



行うことにより、その健全な発達を促進し、地域における療育相談指導体制の確立を図り、  
児の健全な育成を図ることを目的とし、小児発達の専門医による相談を行う事業。

※37: バリアフリー

高齢者や障がい者が社会で生活していくうえで、障がい(バリア)となっていることを取り  
除くこと。

※38: 病後児保育

病気の回復期にある児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労の両立  
を支援することを目的に行われている事業。

※39: ファミリーサポートセンター

仕事と育児の両立支援特別事業をいう。保育所へ迎えに残業のためいけなくなった場合、  
子どもが熱を出し保育所に預かってもらえない場合、また用事があって子どもの面倒がみ  
られない場合などに、家族や隣近所の協力だけでなく、地域の相互の援助活動によって  
子育てを援助し、子どもを持つ家族を支えあっているというもの。

※40: 福祉有償運送制度

NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人が、他人の介助がなくては移動することが  
困難な高齢者や障がい者の方に対し、区域を限定し、有償で行う移送サービスのこと。

※41: 放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない  
小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等  
を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

※42: 法人後見事業

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人にな  
り、判断能力が不十分な成年者の保護、支援を行うこと。

※43: 法定雇用率制度

従業員数が一定以上の民間企業や国、地方自治体などに義務づけられた、障がい者雇  
用の最低比率。平成25年度から従業員数50人以上の事業所について、民間企業は2.  
0%、国、地方自治体等は2.3%、都道府県教育委員会は2.2%とされている。

※44: 有効求人倍率

有効求職者数に対する有効求人数の比率のこと。有効求人倍率は、労働市場の需給状  
況を示す代表的な指標である。

※45: ユニバーサルデザイン

製品や建物、環境などにおけるデザインの考え方で、設計段階から誰にとっても快適で  
安心して使用できるように配慮したデザイン。

※46: 要保護児童

保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。